

証券コード 9715
平成27年6月3日

株 主 各 位

東京都渋谷区渋谷三丁目25番18号

トランス・コスモス株式会社

代表取締役社長兼COO 奥 田 昌 孝

第30回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第30回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえご返送いただくか、議決権行使書用紙記載の当社議決権行使サイトにアクセスしインターネット等により議決権を行使いただくか（2頁および3頁ご参照）、いずれかの方法により議決権を行使いただくことができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、平成27年6月23日（火曜日）午後5時50分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | |
|-----------------|--|
| 1. 日 時 | 平成27年6月24日（水曜日）午前10時 |
| 2. 場 所 | 東京都港区北青山三丁目6番8号
青山ダイヤモンドホール1階 ダイヤモンドルーム |
| 3. 目的事項
報告事項 | 1 第30期（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）
事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の
連結計算書類監査結果の報告の件
2 第30期（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）
計算書類の報告の件 |

決 議 事 項

- | | |
|-------|-------------------------------|
| 第1号議案 | 第30期剰余金処分の件 |
| 第2号議案 | 当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）更新の件 |
| 第3号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第4号議案 | 取締役16名選任の件 |
| 第5号議案 | 補欠監査役1名選任の件 |

以 上

-
- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - 修正事項のご通知方法
株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正をすべき事情が生じた場合は、当社ホームページ（<http://www.trans-cosmos.co.jp/ir/>）において、修正後の事項を掲載させていただきます。

【インターネット等による議決権行使のご案内】

インターネット等により議決権を行使される場合は、以下の事項をご了承のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。

1. インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことのみ可能です。なお、携帯電話を用いたインターネットでもご利用いただくことが可能です。

【議決権行使ウェブサイトURL】

<http://www.web54.net>

※バーコード読取機能付の携帯電話を利用して右の「QRコード®」を読み取り、議決権行使サイトに接続することも可能です。なお、操作方法の詳細についてはお手持ちの携帯電話の取扱説明書をご確認ください。

(QRコードは、株式会社デンソーウェブの登録商標です。)



2. インターネットにより議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に記載の議決権行使コードおよびパスワードをご利用のうえ、画面の案内に従って議案の賛否をご入力ください。
3. インターネットによる議決権行使は、平成27年6月23日（火曜日）午後5時50分まで受付いたしますが、議決権行使結果の集計の都合上、お早めに行使いただきますようお願いいたします。
4. 書面とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取扱いたします。
5. インターネットによって複数回数、またはパソコンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いたします。
6. 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダおよび通信事業者への料金（接続料金等）は株主様のご負担となります。

【インターネット等による議決権行使のためのシステム環境について】

インターネット等により議決権行使される場合は、お使いのシステムについて以下の点をご確認ください。

1. パソコン用サイトによる場合

- ① 画面の解像度が 横800×縦600ドット（SVGA）以上であること。

- ② 次のアプリケーションをインストールしていること。

- (a). ウェブブラウザとして Ver. 5.01 SP2 以降の Microsoft® Internet Explorer

- (b). PDFファイルブラウザとして Ver. 4.0 以降の Adobe® Acrobat® Reader®または、Ver. 6.0以降の Adobe® Reader®

※Internet Explorerは米国Microsoft Corporationの、Adobe® Acrobat® Reader®およびAdobe® Reader®は米国Adobe Systems Incorporatedの、米国および各国での登録商標、商標および製品名です。

※これらのソフトウェアは、いずれも各社のホームページより無償で配布されています。

- ③ ウェブブラウザおよび同アドインツール等で“ポップアップブロック”機能を有効とされている場合、同機能を解除（または一時解除）するとともに、プライバシーに関する設定において、当サイトでの“Cookie”使用を許可するようにしてください。

- ④ 上記サイトに接続できない場合、ファイアウォール・プロキシサーバおよびセキュリティ対策ソフト等の設定により、インターネットとの通信が制限されている場合が考えられますので、その設定内容をご確認ください。

2. 携帯電話端末用サイトによる場合

以下のサービスのいずれかが利用可能であり、128bit SSL(Secure Socket Layer)暗号化通信が可能である機種であること。

- ① i モード
- ② EZweb
- ③ Yahoo!ケータイ

※ i モードは株式会社NTTドコモ、EZwebはKDDI株式会社、Yahoo!は米国Yahoo!Incorporated、Yahoo!ケータイはソフトバンクモバイル株式会社の商標、登録商標またはサービス名です。

※携帯電話端末のフルブラウザアプリケーションを用いてアクセスされた場合や、電話機を通信機器としてのみ用い、電話端末を経由してパソコンによりアクセスされた場合、または、スマートフォン端末によりアクセスされた場合は、上記条件を満たしている端末でも、パソコン用サイトでのご投票としてお取扱いいたします。

【パソコン等の操作方法に関するお問い合わせ先について】

1. 本サイトでの議決権行使に関するパソコン・携帯電話等の操作方法がご不明な場合は、下記にお問い合わせください。
三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
〔電話〕 0120-652-031 (受付時間 9:00~21:00)
2. その他のご照会は、以下の問い合わせ先をお願いいたします。
 - ① 証券会社に口座をお持ちの株主様
証券会社に口座をお持ちの株主様は、お取引の証券会社あてにお問い合わせください。
 - ② 証券会社に口座のない株主様 (特別口座をお持ちの株主様)
三井住友信託銀行 証券代行事務センター
〔電話〕 0120-782-031 (受付時間 9:00~17:00 土日休日を除く)

【議決権電子行使プラットフォームについて】

管理信託銀行等の名義株主様 (常任代理人様を含みます。) につきましては、株式会社東京証券取引所等により設立された株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームのご利用を事前に申し込まれた場合には、当社株主総会における電磁的方法による議決権行使の方法として、上記のインターネットによる議決権行使以外に、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

事業報告

(平成26年4月1日から
平成27年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその結果

当連結会計年度における我が国経済は、政府および日本銀行による経済・金融政策を背景に、企業収益の改善や設備投資の持ち直し、雇用環境の改善など緩やかな回復基調が続いているものの、円安進行に伴う原材料の高騰、消費マインドの低迷、さらに新興国の経済成長鈍化や政情不安など海外経済の下振れ懸念もあり、先行き不透明感が残る状況で推移しております。

当社グループの関連する情報サービス業界では、引き続きコスト競争力強化、業務効率化といった企業ニーズを背景に、BPO（ビジネス・プロセス・アウトソーシング）サービスの需要が拡大傾向にあります。また、スマートフォンやタブレット端末の普及・進化に伴い、企業のEC（電子商取引）ビジネス展開が加速しており、こうした動きに伴うサービス需要が顕在化してきております。

このような状況の下、当社グループは、コンタクトセンター、バックオフィス、設計開発、インターネットプロモーションなどの業務を中心としたBPOサービスを幅広い業界業種のお客様企業に提供し、受注の増加につなげました。

一方、さらなる成長に向けた取り組みとして、グローバルでのBPOサービス需要に対応していくためのグローバル展開の推進とECワンストップサービス体制の強化に注力しております。

具体的には、欧州初としてロンドンに拠点を設立し、欧州市場向けECワンストップサービスの提供や、欧州企業のアジア市場への進出支援、さらに現地のECやBPO関連企業などとの資本・業務提携も推進していきます。さらにASEAN市場での事業展開も加速しております。タイにおいては、タイ大手財閥サハグループとの資本・業務提携の実施や、新たに200名規模のバンコク第二センターを開設するなどタイ国内市場向けBPOサービスの展開を推進しております。また、株式会社高島屋と合弁会社「TAKASHIMAYA TRANSCOSMOS INTERNATIONAL COMMERCE PTE. LTD.」をシンガポールに設立しました。日本の良質な商品を海外に向け提案・供給する、卸・小売販売事業を展開していきます。また、欧米商品の日本向け越境ECサイト「SPACE 879」をオープンさせるなど、引き続きECワンストップサービス体制の強化に取り組んでおります。

以上の結果、当期の連結業績は、売上高199,178百万円となり前期比6.8%の増収となりました。利益につきましては、一部子会社を連結の範囲から除外した影響などにより、営業利益は9,166百万円となり前期比3.9%の減益、経常利益は9,603百万円となり前期比4.7%の減益となりました。また、関係会社株式売却益の計上などにより、当期純利益は7,349百万円となり前期比16.9%の増益となりました。

セグメントの業績を示すと、次のとおりであります。

(単体サービス)

当社におけるアウトソーシングサービス事業等につきましては、BPOサービスの需要拡大やコスト適正化による収益性の改善の影響により、売上高は157,310百万円と前期比7.9%の増収となり、セグメント利益は7,374百万円と前期比6.3%の増益となりました。

(B t o B国内子会社)

B t o B国内子会社につきましては、BPOサービス子会社を中心に受注が好調に推移し、売上高は22,695百万円と前期比9.7%の増収となり、セグメント利益は1,182百万円と前期比24.5%の増益となりました。

(B t o B海外子会社)

B t o B海外子会社につきましては、韓国におけるBPOサービスの受注が好調に推移し、売上高は24,340百万円と前期比25.9%の増収となりました。また、円安進行によるオフショア事業の採算性の悪化などにより、セグメント利益は474百万円と前期比5.1%の減益となりました。

(B t o C子会社)

B t o C子会社につきましては、第1四半期連結会計期間において、一部子会社を連結の範囲から除外した影響などにより、売上高は6,209百万円と前期比44.1%の減収となり、セグメント利益は56百万円と前期比94.7%の減益となりました。

なお、セグメント利益につきましては、連結損益計算書における営業利益をベースにしております。

(2) 対処すべき課題

アウトソーシングビジネスを取り巻く環境は、企業ニーズとともに大きく変化しております。市場の成熟化、競争激化、グローバル化、技術革新といった日々変化する経営環境下において、企業のアウトソーシングニーズが従来のコスト削減を主としたものから、変化の激しい経営環境に迅速かつ適切に対応していくための経営戦略としてのニーズへと変化してきております。そのためアウトソーシングのサービスプロバイダーである当社グループでは、変化する企業ニーズを的確に捉えながら企業戦略を具現化するための柔軟かつ付加価値の高いサービスを創造、維持、提供していくことが重要な経営課題であると認識しております。また当社グループの企業競争力を高めていくため、引き続き顧客満足度・サービス品質の向上への取り組みを強化していくとともに、成長領域であるグローバル事業の更なる推進、安定成長を維持するためのより強固な経営基盤作りなどを重点的に取り組んでいきます。

① サービスの高付加価値化

当社グループでは、コンタクトセンターサービス、ビジネスプロセスアウトソーシングサービス、デジタルマーケティングサービスなどそれぞれのサービスを単独、または融合させることで、お客様企業の売上高拡大とコスト削減を支援する総合的なBPOサービスを提供しております。これらサービス群をさらに進化させるため、ソーシャルメディア、スマートフォン、ビッグデータ、オムニチャネルといった最新技術・トレンドをいち早く取り入れ、変化する企業ニーズに適合した独自のサービスを創造、提供していきます。また、次の成長エンジンを担うBPOサービスのひとつとしてお客様企業のECビジネスを支援するグローバルECワ

ンストップサービスを推進し、飛躍的に拡大し続けるEC市場でのビジネス需要に対応していきます。

② グローバル事業の推進

当社グループでは、グローバル市場を成長領域と位置づけ海外での事業展開を強化していきます。北米への進出を皮切りに、現在では中国、韓国に加え、東南アジア、欧州などでの事業展開に注力しております。企業のコスト競争力につながるオフショアサービスに加え、海外市場向けのECワンストップサービスをはじめとする幅広いBPOサービスを展開し、それぞれの市場を熟知するパートナー企業や人材と日本市場での豊富な実績から培った業務知見・ノウハウをもってグローバル市場での独自性と優位性を確立していきます。

③ 危機管理体制の整備・強化

お客様企業の業務を請け負う当社グループとしましては、災害発生によって事業継続困難な状況においても業務継続、早期復旧できる体制を引き続き整備・強化していくことが重要であります。そのため当社グループでは、震災やテロ、事故など多様化するリスクに備えたBCPの精度をより高め、また電力不足に対しては蓄電池の活用、全国の各拠点との連携などにより事業継続できるよう対策を強化していきます。

このような考えのもと、当社経営の基本理念である『お客様の満足の大きさが我々の存在価値の大きさであり、ひとりひとりの成長がその大きさと未来を創る。』を全社一丸となって実践し、当社グループの成長によって企業価値を高めるとともに、株主様、お客様企業、社員、社会に貢献する所存であります。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度における重要な事項はありません。

(4) 設備投資等の状況

当連結会計年度における重要な事項はありません。

(5) 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

当連結会計年度における重要な事項はありません。

(6) 他の会社の事業の譲受けの状況

当連結会計年度における重要な事項はありません。

(7) 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

当社は、平成26年10月31日開催の取締役会決議に基づき、平成27年4月1日に当社の連結子会社であるトランスコスモスシー・アール・エム沖縄株式会社を吸収合併いたしました。

また、当社は、平成27年3月18日開催の取締役会決議および平成27年4月20日開催の取締役会決議に基づき、平成27年7月1日に当社の連結子会社である日本直販株式会社を吸収合併する予定であります。

(8) 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

当連結会計年度における重要な事項はありません。

(9) 企業集団の財産および損益の状況の推移

区 分	第 27 期 平成24年 3 月期	第 28 期 平成25年 3 月期	第 29 期 平成26年 3 月期	第 30 期 (当連結会計年度) 平成27年 3 月期
売 上 高 (百万円)	161,208	166,335	186,503	199,178
経 常 利 益 (百万円)	8,970	8,507	10,082	9,603
当 期 純 利 益 (百万円)	4,969	4,919	6,289	7,349
1株当たり当期純利益 (円)	120.77	119.57	152.87	178.65
総 資 産 (百万円)	93,137	88,420	92,173	101,551
純 資 産 (百万円)	48,819	53,301	60,809	67,396
1株当たり純資産額 (円)	1,101.41	1,212.44	1,394.09	1,580.91

(注) 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数から期中平均自己株式数を控除した株式数により算出し、1株当たり純資産額は期末発行済株式総数から期末自己株式数を控除した株式数により算出しております。

(10) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資本金	議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
株式会社Jストリーム	2,182百万円	53.78%	インターネットを利用したデータ 配信サービス事業
応 用 技 術 株 式 会 社	600百万円	60.22%	GIS・製造業向けシステムインテグ レーション事業
transcosmos Korea Inc.	5,302百万円	99.98%	韓国におけるBPO事業等
ト ラ ン ス コ ス モ ス シー・アール・エム 沖 縄 株 式 会 社	100百万円	100.00%	国内におけるコンタクトセンター 事業

(注) トランスコスモスシー・アール・エム沖縄株式会社は、平成27年4月1日をもちましてトランス・コスモス株式会社に吸収合併いたしました。

(11) 主要な事業内容 (平成27年3月31日現在)

コンタクトセンターサービス事業、ビジネスプロセスアウトソーシングサービス事業、デジタルマーケティングサービス事業、ECワンストップサービス事業、BtoC事業

(12) 主要な事業所等（平成27年3月31日現在）

当 社 本 社	東京都渋谷区渋谷三丁目25番18号
本部・支社・営業所・支店	大阪、名古屋、京都、和歌山、福岡、シリコンバレー
国内サービス拠点	札幌、仙台、宇都宮、北柏、川口、東京、横浜、名古屋、大阪、和歌山、福岡、熊本、宮崎、沖縄
海外サービス拠点	米国（ニューヨーク、ロサンゼルス）、イギリス（ロンドン）、中国（北京、上海、天津、大連、広州、深圳、蘇州、大慶、瀋陽、本溪）、韓国（ソウル、ソンナム、プサン）、インドネシア（ジャカルタ）、タイ（バンコク）、ベトナム（ハノイ）、フィリピン（マニラ）、マレーシア（クアラルンプール）、シンガポール（シンガポール）

(13) 従業員の状況（平成27年3月31日現在）

① 企業集団の従業員の状況

セグメントの名称	従業員数	臨時従業員数
単 体 サ ー ビ ス	8,432名	16,387名
B t o B 国 内 子 会 社	1,160名	3,446名
B t o B 海 外 子 会 社	6,302名	1,840名
B t o C 子 会 社	101名	17名
合 計	15,995名	21,690名

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
8,432名(16,387名)	387名増(1,171名増)	35歳7ヶ月	8年8ヶ月

(注) 従業員数は就業員数であり、臨時従業員等は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(14) 主要な借入先の状況（平成27年3月31日現在）

特記すべき重要な事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項（平成27年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 150,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 48,794,046株（単元株式数100株）
- (3) 当事業年度末の株主数 16,167名（うち単元株式を有する株主数13,052名）
- (4) 上位10名の株主

株 主 名	持 株 数	持株比率
	千株	%
奥 田 耕 己	7,498	18.3
奥 田 昌 孝	5,910	14.4
公 益 財 団 法 人 奥 田 育 英 会	1,753	4.3
平 井 美 穂 子	1,463	3.6
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	1,380	3.4
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	1,116	2.7
G O L D M A N , S A C H S & C O . R E G	914	2.2
有 限 会 社 H M 興 産	722	1.8
ト ラ ンス ・ コ ス モ ス 社 員 持 株 会	613	1.5
S T A T E S T R E E T B A N K A N D T R U S T C O M P A N Y	559	1.4

- (注) 1. 当社は、自己株式7,654千株保有しておりますが、上記上位10名の株主からは除外しており、持株比率は自己株式を控除して算出しております。
2. 持株数は、千株未満を切り捨てて表示しております。
3. 持株比率は、小数第二位を四捨五入して表示しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

- (1) 当社役員が保有している新株予約権等の状況（平成27年3月31日現在）
該当事項はありません。
- (2) 当事業年度中に当社使用人に交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項（平成27年3月31日現在）

(1) 取締役および監査役の状況

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役 グループCEOファウンダー	奥 田 耕 己	グループ最高経営責任者
代表取締役会長 兼 C E O	船 津 康 次	最高経営責任者 株式会社KADOKAWA・DWANGO社外取締役
代表取締役社長 兼 C O O	奥 田 昌 孝	最高業務執行責任者
取締役副社長	石 見 浩 一	海外事業総括責任者兼サービス推進本部長兼コンタクトセンターサービス統括担当 大宇宙當舖創信息咨询(上海)有限公司董事長 transcosmos Korea Inc. 取締役会長 トランスコスモス・アナリティクス株式会社取締役 transcosmos philippines, inc. 取締役
専務取締役	向 井 宏 之	営業統括担当
専務取締役	森 山 雅 勝	BtoC事業戦略本部長兼デジタルマーケティングサービス統括担当 チームラボビジネスディベロップメント株式会社代表取締役 株式会社ココア代表取締役社長 transcosmos philippines, inc. 取締役 日本直販株式会社代表取締役
専務取締役	永 倉 辰 一	海外事業総括副責任者兼海外事業総括シリコンバレー支店長兼transcosmos America, Inc. President, CEO MERLIN INFORMATION SYSTEMS GROUP LIMITED Director PFSweb, Inc. Director
上席常務取締役	牟 田 正 明	営業統括責任者兼サービス推進本部副本部長
上席常務取締役	高 野 雅 年	ビジネスプロセスアウトソーシングサービス統括責任者兼サービス推進本部副本部長
上席常務取締役	本 田 仁 志	CFO兼経理財務本部、管理本部、関係会社経営管理本部、投資管理統括部、経営管理本部担当 transcosmos philippines, inc. 取締役 transcosmos America, Inc. Director
上席常務取締役	白 石 清	CTO兼サービス推進本部付 株式会社アップアローズ代表取締役社長 株式会社Jストリーム代表取締役会長
社 外 取 締 役	夏 野 剛	慶應義塾大学大学院政策・メディア研究科特別招聘教授 セガサミーホールディングス株式会社社外取締役 びあ株式会社取締役 エス・ティ・ティレゾナント株式会社非常勤取締役 株式会社ドワンゴ取締役 株式会社ディー・エル・イー社外取締役 グリー株式会社社外取締役 株式会社U-NEXT社外取締役 株式会社KADOKAWA・DWANGO取締役
社 外 取 締 役	瀧 浪 壽 太 郎	応用技術株式会社非常勤取締役 株式会社トランスコスモス・テクノロジー社外取締役

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
社 外 取 締 役	吉 田 望	株式会社ノゾムドットネット代表取締役 株式会社コンセント社外取締役 株式会社おだやかリビング代表取締役 株式会社朝日ネット社外監査役
社 外 取 締 役	宇 陀 栄 次	
常 勤 監 査 役	石 岡 英 明	
常 勤 監 査 役	下 總 邦 雄	
社 外 監 査 役	中 村 敏 明	株式会社リソー教育社外監査役 株式会社東京ベイホテルズ社外監査役
社 外 監 査 役	山 根 節 夫	

- (注) 1. 当事業年度中の取締役の異動は次のとおりであります。
 上席常務取締役本田仁志 平成26年6月25日開催の第29回定時株主総会にて選任され就任
 上席常務取締役白石清 平成26年6月25日開催の第29回定時株主総会にて選任され就任
 社外取締役宇陀栄次 平成26年6月25日開催の第29回定時株主総会にて選任され就任
2. 当事業年度中の監査役の異動は次のとおりであります。
 常勤監査役下總邦雄 平成26年6月25日開催の第29回定時株主総会にて選任され就任
3. 社外取締役宇陀栄次は、平成26年12月31日をもって、兼職先であった株式会社セールスフォース・ドットコムの子会社を辞任により退任しております。
4. 取締役夏野剛、瀧浪壽太郎、吉田望および宇陀栄次は、社外取締役であります。
5. 監査役中村敏明、山根節夫は、社外監査役であります。
6. 社外監査役中村敏明は、税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
7. 当社は、社外取締役夏野剛、瀧浪壽太郎、宇陀栄次および社外監査役中村敏明、山根節夫を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職状況および当該他の法人等と当社との関係について

社外取締役夏野剛は、びあ株式会社、株式会社ダウンゴおよび株式会社KADOKAWA・DWANGOの取締役を兼職しており、3社は当社との間に特別な関係はありません。

社外取締役吉田望は、株式会社ノゾムドットネットおよび株式会社おだやかりビングの代表取締役を兼職しており、両社は当社との間に特別な関係はありません。

社外取締役宇陀栄次が取締役を務めていた株式会社セールスフォース・ドットコムと当社との間には取引関係があります。

- ② 他の法人等の社外役員等としての重要な兼職状況および当社と当該他の法人等との関係について

社外取締役夏野剛は、エヌ・ティ・ティ・レゾナント株式会社の非常勤取締役およびセガサミーホールディングス株式会社、株式会社ディー・エル・イー、グリー株式会社および株式会社U-NEXTの社外取締役を兼職しており、エヌ・ティ・ティ・レゾナント株式会社、株式会社ディー・エル・イー、グリー株式会社および株式会社U-NEXTは当社との間に取引関係があります。

社外取締役瀧浪壽太郎は、応用技術株式会社の非常勤取締役および株式会社トランスコスモス・テクノロジーズの社外取締役を兼職しており、両社は当社の子会社であります。

社外取締役吉田望は、株式会社コンセントの社外取締役および株式会社朝日ネットの社外監査役を兼職しており、株式会社朝日ネットは当社との間に取引関係があります。

社外監査役中村敏明は、株式会社リソー教育および株式会社東京ベイホテルズの社外監査役を兼職しており、両社は当社との間に特別な関係はありません。

- ③ 社外取締役および社外監査役との責任限定契約について

当社と各社外取締役および各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、社外取締役夏野剛、瀧浪壽太郎、吉田望および宇陀栄次につきましては、100万円または会社法第425条第1項に定める額のいずれか高い額、社外監査役中村敏明、山根節夫につきましては、100万円または会社法第425条第1項に定める額のいずれか高い額としております。

(3) 社外役員の主な活動状況

当事業年度における取締役会および監査役会での主な活動状況

社外役員の氏名	地 位	出席回数 取締役会 監査役会	主な発言状況
夏 野 剛	社 外 取 締 役	16回/18回 —	上場企業での取締役経験者としての見地およびインターネット業界における豊富な知識・経験に基づき、決議事項・報告事項全般について必要に応じて助言・提言を行っております。
瀧 浪 壽太郎	社 外 取 締 役	18回/18回 —	他社において長年経営に携わった豊富な知識・経験に基づき、決議事項・報告事項全般について必要に応じて助言・提言を行っております。
吉 田 望	社 外 取 締 役	18回/18回 —	インターネット業界における豊富な知識・経験に基づき、決議事項・報告事項全般について必要に応じて助言・提言を行っております。
宇 陀 栄 次	社 外 取 締 役	13回/13回 —	他社において長年経営に携わった豊富な知識・経験に基づき、決議事項・報告事項全般について必要に応じて助言・提言を行っております。
中 村 敏 明	社 外 監 査 役	18回/18回 15回/15回	税理士としての豊富な知識・経験に基づき、決議事項・報告事項全般について必要に応じて意見を述べております。
山 根 節 夫	社 外 監 査 役	18回/18回 15回/15回	長年にわたり警察関係の仕事に携わった豊富な知識・経験に基づき、決議事項・報告事項全般について必要に応じて意見を述べております。

(注) 当事業年度中の取締役の異動は次のとおりであります。

社外取締役宇陀栄次 平成26年6月25日開催の第29回定時株主総会にて選任され就任

(4) 取締役および監査役の報酬等の額

区 分	支給人員	報酬等の額
取 締 役 (うち社外取締役)	15名 (4名)	422百万円 (55百万円)
監 査 役 (うち社外監査役)	4名 (2名)	33百万円 (12百万円)
合 計	19名	455百万円

(注) 1. 報酬等の額には、平成27年4月30日付取締役会で決議された取締役への賞与48百万円が含まれております。

2. 株主総会の決議による取締役の報酬限度額は、年額800百万円であります。
(平成26年6月25日付定時株主総会決議)

3. 株主総会の決議による監査役の報酬限度額は、年額60百万円であります。
(平成26年6月25日付定時株主総会決議)

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

新日本有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

当社の当事業年度に係る報酬等の額（注）	95百万円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	157百万円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額等を区分しておらず、かつ、実質的にも区分できないことから、これらの合計額を記載しております。

(3) 子会社の監査に関する事項

当社の重要な子会社のうち、transcosmos Korea Inc. は、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）の法定監査を受けております。

(4) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対し、公認会計士法第2条第1項以外の業務である合意された手続に係る業務等についての対価を支払っております。

(5) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(6) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社では、会計監査人に会社法や公認会計士法等の法令に違反もしくは抵触があった場合、またはその疑義が相当程度ある場合は、取締役会が監査役会の同意を得たうえで、当該会計監査人の解任または不再任に関する議案を株主総会に提出いたします。また、監査役会は、当該会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める事由に該当すると判断した場合は、全会一致の決議をもって、監査役会が当該会計監査人を解任いたします。なお、監査役会は、会計監査人の継続監査年数等を勘案して、再任もしくは不再任の決定を行うことができるものとします。

(注) 「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）が平成27年5月1日に施行されたことに伴い、会計監査人の解任または不再任に関する議案の決定機関を、取締役会から監査役会に変更しております。なお、上記には事業年度中における方針を記載しております。

6. 会社の体制および方針

(1) 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

- ① 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
取締役の職務の執行が法令および定款に適合し、かつ社会的責任を果たすため、コンプライアンス行動憲章、コンプライアンス行動指針およびコンプライアンス規程に基づいて職務を執行しております。コンプライアンスに関する研修等を通じて、全取締役のコンプライアンスに対する意識をさらに高め、それに基づいて職務の執行を徹底しております。

取締役会は取締役会規程に基づいて運営し、原則として月1回開催しております。取締役間の意思疎通を図るとともに相互に業務執行を監督し、監査役も出席し取締役の職務の執行の適法性を監査しております。取締役会には社外取締役も出席し、経営機能に対する監督強化を図っております。

内部統制関連法規の施行を受けて、内部統制システムの構築に関する基本計画を再策定し、弁護士、公認会計士等の外部のアドバイザーの協力の下、内部統制システムのさらなる充実を図っております。

- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

重要な意思決定および報告に関しては、取締役会規程に基づいて実施しております。

職務の執行に係る文書その他の情報については、文書管理規程、情報管理規程、内部者取引管理規程の運用を実施し、必要に応じて運用状況の検証、各規程等の見直しも行っております。

これらの事務については、管理本部長が所管し、運用状況の検証、見直しの経過等、適宜取締役会に報告しております。

なお、業務を効率的に推進するために、業務システムの合理化やIT化をさらに推進しております。

- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

内部監査室は、代表取締役社長直轄の組織として内部監査規程に基づいて監査実施項目および方法を検討して監査計画を立案し、計画に基づく監査を実施しております。

内部監査室の監査により法令定款違反が発見された場合、あるいはその他の事由に基づき損失の危険のある業務執行行為が発見された場合は代表取締役社長に直ちに報告することとしております。

リスク管理は、リスクマネジメント基本規程に基づいてコンプライアンス推進部が担当しております。

各部門は、それぞれの部門に関するリスクの管理を行い、損失の危険を発見した場合には速やかにコンプライアンス推進部に報告される体制を構築しております。リスク情報の収集を容易にするため、コンプライアンス推進部の存在意義を役職員に周知徹底し、損失の危険を発見した場合には速やかに組織を通じて報告するよう指導しております。

プライバシーマーク、その他個人情報保護規程等に基づき情報管理体制の充実に努めております。

- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われていることを確保するための体制
年次計画、中期経営計画を定め、会社として達成すべき目標を明確化するとともに、取締役ごとに担当する組織とその業績目標を明確化し、取締役会において目標達成をレビューし結果をフィードバックすることにより、業務の効率性を確保し、また業績に連動した評価・報酬制度を実施しております。
取締役会規程、職務権限運用要領および稟議規程に基づいて取締役の決裁権限と責任を明確にしております。
取締役は執行役員業務の執行状況を管理・監督しております。
経営会議規程に基づいて意思決定を迅速に行えるようプロセスを簡素化して、重要な事項については代表取締役で構成される経営会議において慎重かつ迅速に意思決定を行っております。
- ⑤ 使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
使用人の職務の執行が法令および定款に適合し、かつ社会的責任を果たすため、コンプライアンス行動憲章、コンプライアンス行動指針およびコンプライアンス規程を全使用人に徹底しております。
また、コンプライアンス行動指針に基づき、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対して、組織全体として毅然とした態度で臨み、取引関係その他一切の関係を持たない社内体制を整備しております。
コンプライアンス推進部は、その担当部門長を責任者として定期的にコンプライアンスプログラムを策定・実施し、使用人に対し、コンプライアンスに関する研修の実施、マニュアルの作成・配布等を通じ、コンプライアンスに対する知識を高め、コンプライアンスを遵守する意識を醸成しております。
ヘルプライン等の設置により内部告発者から情報提供をしやすい環境を整備しております。
- ⑥ 当社ならびに子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
当社ならびに子会社から成る企業集団のリスク情報の有無を確認するために、当社の子会社を担当する各部門は、関係会社管理規程に基づいて子会社の状況に応じて必要な管理を行っております。
子会社を担当する各部門が、子会社に損失の危険の発生を把握した場合には、速やかに発見した損失の危険の内容、発生する損失の程度および当社に対する影響等について、代表取締役に報告しております。
子会社へ取締役または監査役を派遣し、派遣役員は子会社の取締役会へ出席するとともに、子会社の経営を管理しております。
当社と子会社との間における不適切な取引または会計処理を防止するため、必要に応じて内部監査室は監査を実施しております。
当社と主要子会社の常勤監査役で構成するグループ監査役会を定期的に開催し監査業務の効率性および実効性を図っております。

- ⑦ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
監査役が職務を補助する使用人を置くことを求めた場合、代表取締役は、その人数、要件、期間および理由を勘案し、速やかに適任者を選任しております。
- ⑧ 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項
監査役職務を補助すべき使用人は、監査役指揮・監督のもと監査役の監査業務をサポートしております。当該使用人の人事異動、人事評価、懲戒に関しては、監査役会の事前の同意を得ております。
- ⑨ 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
取締役および使用人は、以下のような項目を定期的に監査役に報告することとし、監査役は取締役会や重要な会議に出席して報告を受けております。
- ・取締役会決議事項、報告事項
 - ・月次、四半期、通期の業績、業績見通しおよび経営状況
 - ・重要な開示資料の内容
 - ・重要な組織・人事異動
 - ・当社に著しい損失を与えるおそれのある事項
 - ・当社の重要な会計方針、会計基準およびその変更
 - ・内部監査室、コンプライアンス推進部の活動状況
 - ・その他、重要な稟議・決裁事項
- このほか、監査役が報告すべきものと定めた事項が生じた場合には、速やかに報告しております。
- ⑩ その他監査役による監査が実効的に行われることを確保するための体制
取締役および使用人は監査役による監査に対する理解を深め、監査役による監査の環境を整備するよう努めております。
代表取締役は、監査役と定期的な意見交換を行うとともに、監査役が内部監査室との適切な意思疎通および効果的な監査業務を実施するための体制を構築しております。
- ⑪ 適時適正開示を行うための体制
適時開示規程に基づき、役職員に周知徹底を図るとともに、当社ならびに子会社から成る企業集団での開示情報のレポートラインを構築しております。経営会議において内容の適正性を確保し、適時適正開示を実施しております。
- (注) 上記には当事業年度中の体制を記載しておりますが、「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)および「会社法施行規則等の一部を改正する省令」(平成27年法務省令第6号)が平成27年5月1日に施行されたことに伴い、平成27年5月15日開催の当社取締役会の決議により内容を一部改定しております。

(2) 株式会社の支配に関する基本方針

当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

① 基本方針の内容

当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値の源泉を理解し、当社が企業価値ひいては株主共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上していくことを可能とする者である必要があると考えております。

当社は、当社の支配権の移転を伴う買収提案がなされた場合、その判断は最終的には株主全体の意思に基づき行われるべきものと考えております。また、当社株式について大量買付がなされた場合、これが当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものであれば、これを否定するものではありません。しかしながら、株式の大量買付の中には、その目的等から見て企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの等、大量買付の対象となる会社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社株式の買付けを行う者が当社の企業価値の源泉を理解し、これらを中長期的に確保し、向上させられるのでなければ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益は毀損されることとなります。当社は、このような濫用的な買収に対しては、必要かつ相当な対抗措置を講じることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えております。

② 基本方針実現のための取り組みの具体的な内容の概要

(a) 当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取り組み

(中期経営計画等)

当社は、当社の企業価値の源泉を踏まえ、創業以来、一貫して標榜してきた「顧客第一主義」という理念のもと、今後も引続き、以下の諸施策に取り組み、当社の企業価値ひいては株主共同の利益向上を図ってまいります。

サービス理念として、オペレーショナル・エクセレンスを掲げ、それを継続的に実践することで、お客様の「Your Global BPO Partner」になることを目指します。

(i) お客様企業の売上高拡大を目的としたサービスの提供

当社は、お客様企業の売上高拡大を目的とした業務領域で、デジタルマーケティングからコミュニケーション設計・運用・分析・ECまでサービスを提供してまいります。

具体的な取り組み内容として、デジタルマーケティング事業における新事業・技術分野の拡充として、多様化・高度化する顧客接点に対応し、ビッグデータ活用ノウハウを持つコンサルタントやデータサイエンティストの調査・分析に基づく施策立案や収益・業務改善を支援します。業務特化型コンタクトセンターサービスの展開加速として、専門知識を保有する要員が対面でのセールスプロモーション、戸別訪問、セールスサポートを実施し、お客様企業の製品・サービスの認知向上、売上高拡大寄与を目指してまいります。EC・通販企業向けサービス重点強化として、各国で豊富な経験のある大手事業者との資本・業務

提携をはじめ、お客様企業のグローバルなEC事業展開にワンストップのサービスを提供します。Sales & Marketingサービス領域でグローバル展開を加速させ、お客様のEC戦略およびブランド戦略に基づき、ECサイト構築・運用からフルフィルメント（入荷・ピッキング・梱包・出荷）、カスタマーケア、Webプロモーション、分析までEC事業に必要な各種機能をワンストップで提供します。

(ii) お客様企業のコスト削減を目的としたサービスの提供

当社は、お客様企業の間接業務において、業務コンサル・設計・運用までサービスを提供していきます。

具体的な取り組み内容として、企業内間接部門業務の効率化サービスとして、企業が保有する基幹業務をはじめ、多様な間接業務に対してプロセスとコストを最適化することにより、企業内リソースのコアシフトを支援してまいります。製品設計プロセスサービスの提供として、長年培ってきた設計のノウハウを活用して、製造業のお客様向けに設計・開発工程を幅広く支援し、商品開発力の向上に貢献します。情報システム部門業務の効率化サービスの提供について、豊富なサービス提供実績から培ったノウハウとクラウド、シンクライアントなどの技術を活用し、お客様のニーズに即した最適なIT環境を実現します。

(iii) 国内業務ノウハウを活用したグローバル展開の加速

国内業務ノウハウを活用し、中国・韓国市場での事業展開を加速し、ASEAN・インド・欧米、そして世界中の事業機会を積極的に開拓していきます。

具体的な取り組み内容として、韓国事業におけるデジタルマーケティング事業を強化し、韓国で事業展開するお客様企業に、韓国向けのコンタクトセンターサービス、デジタルマーケティングサービス、ECワンストップサービス、ダイレクトメールサービス、フィールドサービスを提供します。中国事業におけるEC市場および金融・通信市場で、さらなる成長を目指すとともに日本市場向けオフショアサービスの低コスト・高品質を追求し、中国で事業を展開するお客様企業に、中国向けのECワンストップサービス、コンタクトセンターサービス、デジタルマーケティングサービス、ITアウトソーシングサービスを提供していきます。欧米・ASEAN・インド市場向けに、世界標準のサービス・デリバリー体制を構築し、現地市場向けのコンタクトセンターサービス、デジタルマーケティングサービス、ECワンストップサービスを提供します。

(コーポレート・ガバナンスの強化)

当社は、透明性の高い公正な経営を実現すべく、取締役の任期を1年とし、15名の取締役のうち4名を独立性のある社外取締役とすることにより経営に対する監視機能の強化を図っております。運営面では、構成員である各取締役が各々の判断で意見を述べられる独立性を確保し、活発な議論が行われております。例えば、当社が現在進めているECおよび海外における事業展開においては、社外取締役よりその専門的知見を得ることで、当社の事業推進上、大きな効果を得ております。また、意思決定の迅速化による事業環境変化への対応力強化を図るため執行役員制を導入しております。監査役につきましては、社外監査役2名を含む4名により監査役会を構成し、取締役会等の重要な会議に出席す

るほか、当社および国内外子会社への監査を実施し、取締役の職務執行の監査を行っております。

(b) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組みの具体的な内容の概要

(i) 当社は、平成24年5月15日開催の取締役会決議および平成24年6月27日開催の第27回定時株主総会決議に基づき当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）（以下「本プラン」といいます。）を、更新することといたしました。本プランの概要については、下記(ii)のとおりです。

(ii) 本プランの概要

当社取締役会は、基本方針に定めるとおり、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さない大量買付を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えています。本プランは、こうした不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反する大量買付を抑止するとともに、当社株式に対する大量買付が行われる際に、当社取締役会が株主の皆様へ代替案を提案したり、あるいは株主の皆様にかかる大量買付に応じるべきか否かを判断するために必要な情報や時間を確保すること、株主の皆様のために交渉を行うこと等を可能とすることを目的としております。

本プランは、当社株券等の20%以上を買収しようとする者が現れた際に、買収者に事前の情報提供を求める等、上記の目的を実現するために必要な手続を定めております。

買収者は、本プランに係る手続に従い、当社取締役会において本プランを発動しない旨が決定された場合に、当該決定時以降に限り当社株券等の大量買付を行うことができるものとされています。

買収者が本プランに定められた手続に従わない場合や、当社株券等の大量買付が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれがある場合等で、本プランにおける所定の発動要件を満たす場合等には、当社は、買収者等による権利行使は原則として認められないとの行使条件および当社が買収者等以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得できる旨の取得条項が付された新株予約権のその時点の当社を除く全ての株主に対する新株予約権無償割当て、またはその他の法令および当社定款の下でとりうる合理的な施策を実施します。本プランに従って新株予約権の無償割当てがなされ、その行使または当社による取得に伴って買収者以外の株主の皆様へ当社株式が交付された場合には、買収者の有する当社の議決権割合は、最大約50%まで希釈化される可能性があります。

当社は、本プランに従った新株予約権の無償割当ての実施、不実施または取得等の判断については、取締役の恣意的判断を排するため、当社経営陣から独立した社外取締役等のみから構成される独立委員会を設置し、その客観的な判断を経るものとしております。また、当社取締役会は、これに加えて、本プランにおける所定の場合には、株主総会を開催し、新株予約権の無償割当て等の

実施に関する株主の皆様のご意思を確認することがあります。

こうした手続の過程については、適宜株主の皆様に対して情報開示がなされ、その透明性を確保することとしております。

なお、本プランの有効期間は、平成24年6月27日開催の第27回定時株主総会終結後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時とされております。

上記の取り組みを更新するものとして、第30回定時株主総会において、「当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）更新の件」につき、議案を上程する予定であります。その詳細につきましては、本招集ご通知の株主総会参考書類をご参照ください。

(3) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主に対する利益還元を経営の最重要政策の一つとして位置づけております。配当政策については、業績に連動した配当性向重視型を採用しており、株主の皆様に対する利益還元を図ることにより、結果として当社株式の市場価値を高めることを基本方針としております。

当事業年度（平成27年3月期）の配当については、上記方針に基づき、1株当たり54円00銭とさせていただきます。

(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てております。

添付書類(2)

連結貸借対照表

(平成27年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	69,269	流 動 負 債	33,194
現金及び預金	31,880	買掛金	7,706
受取手形及び売掛金	31,690	一年内返済予定の長期借入金	90
有価証券	100	未払金	4,631
商品及び製品	182	未払費用	7,668
仕掛品	898	未払法人税等	2,631
貯蔵品	32	未払消費税等	5,348
繰延税金資産	1,843	前受金	706
その他	2,984	賞与引当金	3,633
貸倒引当金	△342	その他	776
固 定 資 産	32,282	固 定 負 債	961
有 形 固 定 資 産	7,914	長期借入金	165
建物及び構築物	3,727	退職給付に係る負債	19
車両運搬具	5	長期預り保証金	28
工具器具備品	2,824	その他	747
土地	844	負 債 合 計	34,155
リース資産	373	純 資 産 の 部	
建設仮勘定	137	株 主 資 本	61,120
無 形 固 定 資 産	1,899	資本金	29,065
のれん	75	資本剰余金	20,510
ソフトウェア	1,448	利益剰余金	27,476
リース資産	13	自己株式	△15,932
ソフトウェア仮勘定	55	その他の包括利益累計額	3,916
その他	306	その他有価証券評価差額金	1,199
投資その他の資産	22,468	為替換算調整勘定	2,716
投資有価証券	4,272	少 数 株 主 持 分	2,358
関係会社株式	9,545	純 資 産 合 計	67,396
関係会社出資金	2,256	負 債 及 び 純 資 産 合 計	101,551
長期貸付金	729		
繰延税金資産	62		
差入保証金	5,533		
その他	401		
貸倒引当金	△332		
資 産 合 計	101,551		

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

添付書類(3)

連結損益計算書

(平成26年4月1日から
平成27年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		199,178
売 上 原 価		162,490
売 上 総 利 益		36,687
販売費及び一般管理費		27,521
営 業 利 益		9,166
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	102	
受 取 配 当 金	23	
持分法による投資利益	246	
為 替 差 益	361	
雇 用 開 発 助 成 金 等	115	
そ の 他	260	1,110
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	23	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	98	
そ の 他	551	673
経 常 利 益		9,603
特 別 利 益		
関係会社株式売却益	1,841	
持分変動利益	1,331	
そ の 他	336	3,509
特 別 損 失		
減 損 損 失	406	
投資有価証券評価損	740	
関係会社株式評価損	999	
そ の 他	86	2,232
税金等調整前当期純利益		10,881
法人税、住民税及び事業税	3,440	
法人税等調整額	△193	3,247
少数株主損益調整前当期純利益		7,634
少数株主利益		284
当 期 純 利 益		7,349

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

添付書類(4)

連結株主資本等変動計算書

(平成26年4月1日から
平成27年3月31日まで)

(単位:百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	29,065	20,510	22,105	△15,929	55,753
連 結 会 計 年 度 中 の 額					
剰 余 金 の 配 当			△1,892		△1,892
当 期 純 利 益			7,349		7,349
自 己 株 式 の 取 得				△3	△3
自 己 株 式 の 処 分		△0		0	0
持分法の適用範囲の変動			△86		△86
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					—
連 結 会 計 年 度 中 計 の 変 動 額 合 計	—	△0	5,370	△3	5,367
当 期 末 残 高	29,065	20,510	27,476	△15,932	61,120

(単位:百万円)

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額			少 数 株 主 持 分	純 資 産 合 計
	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計	為 替 換 算 勘 定	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計		
当 期 首 残 高	611	989	1,600	3,455	60,809
連 結 会 計 年 度 中 の 額					
剰 余 金 の 配 当			—		△1,892
当 期 純 利 益			—		7,349
自 己 株 式 の 取 得			—		△3
自 己 株 式 の 処 分			—		0
持分法の適用範囲の変動			—		△86
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	588	1,727	2,316	△1,097	1,219
連 結 会 計 年 度 中 計 の 変 動 額 合 計	588	1,727	2,316	△1,097	6,586
当 期 末 残 高	1,199	2,716	3,916	2,358	67,396

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社数 47社

主要な連結子会社の名称

株式会社Jストリーム、応用技術株式会社、transcosmos Korea Inc.
トランスコスモスシー・アール・エム沖縄株式会社

なお、当連結会計年度の連結子会社の異動は次のとおりであります。
(新規)

- ・transcosmos Asia Pacific Pte.Ltd. (重要性が増したため)
- ・寧波一帆海購電子商務有限公司 (平成26年7月、設立)
- ・TCT Holdings Co., Ltd. (平成26年12月、設立)
- ・TCT Services Co., Ltd. (平成26年12月、設立)
- ・済南大宇宙信息創造有限公司 (重要性が増したため)
- ・Astropolis Inc. (平成27年3月、設立)
- ・METRODEAL Co., Ltd. (平成27年3月、設立)

(除外)

- ・株式会社フロム・ソフトウェア (全保有株式売却)
- ・CCP-GLOBAL FUND II (平成27年2月、清算終了)
- ・CCPメザニン2006投資事業組合 (平成27年3月、清算終了)
- ・無錫特朗思大宇宙信息技術服務有限公司 (平成27年3月、清算終了)

(2) 主要な非連結子会社の名称等

大宇宙設計開発(大連)有限公司 他

(連結の範囲から除いた理由)

非連結子会社は、いずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)および利益剰余金(持分に見合う額)等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の関連会社数 14社

主要な持分法適用会社の名称

ニールセン株式会社、株式会社フォアキャスト・コミュニケーションズ

なお、当連結会計年度の持分法適用会社の異動は次のとおりであります。
(新規)

- ・優趣滙(上海) 供應鏈管理有限公司 (新規取得)
- ・TAKASHIMAYA TRANSCOSMOS INTERNATIONAL COMMERCE PTE. LTD.
(平成27年3月、設立)

(除外)

- ・Qingdao Zuki Industrial Design Co., Ltd. (全保有株式売却)
- ・フジテレビラボLLC合同会社 (議決権比率の減少)

(2) 持分法を適用していない非連結子会社(大宇宙設計開発(大連)有限公司

他)は、当期純損益(持分に見合う額)および利益剰余金(持分に見合う額)

等に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。

(3) 持分法適用会社のうち、決算日が連結決算日と異なる会社については、各社の事業年度に係る計算書類を使用しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日が連結決算日と異なる会社は次のとおりであります。

(決算日 12月31日)

- ・ 応用技術株式会社
- ・ 大宇宙ジャパン株式会社
- ・ 日本直販株式会社
- ・ transcosmos America, Inc.
- ・ 大宇宙情報創造(中国)有限公司
- ・ 大宇宙情報システム(上海)有限公司
- ・ 大宇宙営鏈創創信息咨询(上海)有限公司
- ・ transcosmos Korea Inc.
- ・ Shine Harbour Ltd.
- ・ Transcosmos Information Creative Holdings
- ・ 上海特思尔大宇宙商務諮詢有限公司
- ・ transcosmos(Thailand)Co.,Ltd.
- ・ 北京特思尔信息技術服務有限公司
- ・ 上海特思尔大宇宙信息技術服務有限公司
- ・ 蘇州大宇宙信息創造有限公司
- ・ 大宇宙商業服務(蘇州)有限公司
- ・ 特思尔大宇宙(北京)投資諮詢有限公司
- ・ 好特数碼技術(天津)有限公司
- ・ transcosmos Asia Pacific Pte.Ltd.
- ・ 寧波一帆海購電子商務有限公司
- ・ TCT Holdings Co., Ltd.
- ・ TCT Services Co., Ltd.
- ・ Transcosmos Digital Marketing Cayman Co., Ltd.
- ・ 濟南大宇宙信息創造有限公司
- ・ Astropolis Inc.
- ・ METRODEAL Co., Ltd.

連結計算書類の作成にあたっては、同決算日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

(決算日 9月30日)

- ・ キャリアインキュベーション株式会社

連結計算書類の作成にあたっては、連結決算日現在で実施した仮決算に基づく計算書類を使用しております。

4. 会計処理基準に関する事項

(1) 有価証券の評価基準および評価方法

その他有価証券

時価のあるもの

連結会計年度末の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は主として移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法に基づく原価法

投資事業有限責任組合等に対する出資金

当該投資事業有限責任組合等の直近事業年度における純資産の当社持分割合で評価

(2) たな卸資産の評価基準および評価方法

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

商品及び製品……………総平均法

仕掛品……………個別法

貯蔵品……………最終仕入原価法

(3) 固定資産の減価償却の方法

- 有形固定資産……………建物（建物付属設備は除く）
（リース資産を除く）
a 平成10年3月31日以前に取得したものの旧定率法によっております。
b 平成10年4月1日から平成19年3月31日までに取得したものの旧定額法によっております。
c 平成19年4月1日以後に取得したものの定額法によっております。
- 建物以外
a 平成19年3月31日以前に取得したものの旧定率法によっております。
b 平成19年4月1日以後に取得したものの定率法によっております。
- 在外連結子会社は主として定額法を採用しております。
また、平成19年3月31日以前に取得したもののについては、償却可能限度額まで償却が終了した翌年から5年間で均等償却しております。
- 無形固定資産……………主として定額法を採用しております。
（リース資産を除く）
ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。また、市場販売目的のソフトウェアについては、販売開始後3年以内の見込販売数量を基準に償却しておりますが、その償却額が残存有効期間に基づく均等配分額に満たない場合は、その均等配分額を最低限として償却しております。
- リース資産……………所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(4) 重要な引当金の計上基準

- 貸倒引当金……………債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- 賞与引当金……………当社および国内連結子会社は従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額の当連結会計年度負担額を計上しております。
- 役員賞与引当金……………役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当連結会計年度に見合う分を計上しております。

(5) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

① 重要な外貨建の資産または負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産および負債は、各社の決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における「為替換算調整勘定」および「少数株主持分」に含めております。

② 消費税等の会計処理

消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

③ 重要な収益および費用の計上基準

受注制作のソフトウェアに係る収益および費用の計上基準

当連結会計年度末までの進捗部分について、成果の確実性が認められるものについては進行基準（進捗率の見積りは原価比例法等）を、その他のものについては完成基準を適用しております。

④ のれんの償却方法および償却期間

のれんおよび平成22年3月31日以前に発生した負ののれんの償却については、5年間で均等償却しております。なお、のれんの効果が見込まれない状況が発生した場合には、相当の減額を行っております。

⑤ 退職給付に係る負債の計上基準

連結子会社の一部は、退職給付に係る負債および退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

5. 表示方法の変更

（連結損益計算書関係）

前連結会計年度において区分掲記しておりました特別利益の「投資有価証券売却益」（当連結会計年度330百万円）は、金額的重要性が乏しくなったため、特別利益の「その他」に含めて表示しております。

前連結会計年度において特別利益の「その他」に含めて表示しておりました「持分変動利益」（前連結会計年度36百万円）は、金額的重要性が増したため、区分掲記しております。

前連結会計年度において特別損失の「その他」に含めて表示しておりました「関係会社株式評価損」（前連結会計年度115百万円）は、金額的重要性が増したため、区分掲記しております。

連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額 14,695百万円

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式の種類および総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度 期首の株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度 末の株式数
普通株式(株)	48,794,046	—	—	48,794,046

2. 自己株式の種類および株式数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度 期首の株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度 末の株式数
普通株式(株)	7,653,376	1,455	80	7,654,751

(変動事由の概要)

増加数の内訳は、次のとおりであります。

単元未満株式の買取による増加

1,455株

減少数の内訳は、次のとおりであります。

単元未満株式の売却による減少

80株

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の 種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成26年6月25日 定時株主総会	普通 株式	1,892	46	平成26年 3月31日	平成26年 6月26日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の 種類	配当金 の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成27年6月24日 定時株主総会	普通 株式	利益 剰余金	2,221	54	平成27年 3月31日	平成27年 6月25日

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、投資については業務または資本提携等、事業推進上の要請に基づき株式投資を行う他、余資運用は預金等の元本確保を基本とした運用を行っております。資金調達に際しては銀行借入や社債、株式発行など状況に応じて最適と思われる手法を選択しております。また、デリバティブ取引は、事業活動上生じる市場リスクを回避するため、金利スワップ取引、通貨スワップ取引および為替予約取引に利用しており投機を目的としたデリバティブ取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容およびそのリスクならびにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、取引先ごとの期日管理および残高管理を行うとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。投資有価証券は、主に業務または資本提携等に関連する株式であります。これらは、市場価格の変動リスク、投資先の信用リスクに晒されておりますが、定期的に時価や投資先企業の財務諸表等を把握し、適正に評価の見直しを行うと共に投資価値の回収に努めております。

営業債務である買掛金および未払費用は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。借入金のうち、短期借入金は主に営業取引に係る資金調達であり、長期借入金（原則として5年以内）は設備投資等の長期性投資に係る資金調達であります。

また、営業債務や借入金は、当社グループの与信を毀損することの無いよう各社が月次に資金繰り計画を作成するなどの方法により管理すると共に債務履行を万全なものとするためコミットメントライン契約を行っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成27年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額(*)	時価(*)	差 額
(1) 現金及び預金	31,880	31,880	—
(2) 受取手形及び売掛金	31,690	31,690	—
(3) 有価証券及び投資有価証券			
その他有価証券	2,629	2,629	—
(4) 買掛金	△7,706	△7,706	—
(5) 未払費用	△7,668	△7,668	—
(6) 長期借入金	△256	△257	△1

(*) 負債に計上されているものについては、△で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法および有価証券に関する事項

(1) 現金及び預金、ならびに(2)受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、上場株式は取引所の価格によっており、債券は取引金融機関から提示された価格によっております。

(4) 買掛金、および(5)未払費用

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(6) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を当該借入金の残存期間および信用リスク等を加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(注2) 非上場株式等(連結貸借対照表計上額1,742百万円)は、市場価格がなく、

かつ将来キャッシュ・フローを見積ることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3)有価証券及び投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

1株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額	1,580円91銭
2. 1株当たり当期純利益	178円65銭

重要な後発事象に関する注記

(共通支配下の取引等)

当社は、平成26年10月31日開催の取締役会決議に基づき、平成27年4月1日に当社の連結子会社であるトランスコスモスシー・アール・エム沖縄株式会社を吸収合併いたしました。

1. 取引の概要

(1) 結合当事企業の名称およびその事業の内容

結合当事企業の名称	トランスコスモスシー・アール・エム沖縄株式会社
事業の内容	コンタクトセンター運営事業

(2) 企業結合日

平成27年4月1日

(3) 企業結合の法的形式

当社を吸収合併存続会社とし、トランスコスモスシー・アール・エム沖縄株式会社を吸収合併消滅会社とする吸収合併

(4) 企業結合後の名称

トランス・コスモス株式会社

(5) その他取引の概要に関する事項

沖縄エリアにおける当社グループのさらなる事業拡大と発展を推進していく上で、サービスの多様化、複合化への柔軟な対応と運営効率を高めるため、連結子会社であるトランスコスモスシー・アール・エム沖縄株式会社を吸収合併することといたしました。

2. 会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日公表分) および「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 平成25年9月13日公表分)に基づき、共通支配下の取引として処理いたします。

添付書類(5)

貸借対照表

(平成27年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	46,789	流 動 負 債	25,571
現金及び預金	18,462	買掛金	7,567
受取手形	16	未払金	1,994
売掛金	24,740	未払費用	5,502
商掛品	36	未払法人税等	2,251
仕掛品	237	未払消費税等	4,216
貯蔵品	6	前受金	361
前渡金	396	預り金	283
前払費用	622	賞与引当金	3,256
未収入金	126	役員賞与引当金	48
繰延税金資産	1,458	その他の	90
その他の金	687	固 定 負 債	1,217
貸倒引当金	△1	債務保証損失引当金	736
固 定 資 産	32,010	繰延税金負債	316
有 形 固 定 資 産	2,319	その他の	164
建物	874	負 債 合 計	26,789
構築物	6	純 資 産 の 部	
工具器具備品	1,189	株 主 資 本	50,892
土地	136	資 本 金	29,065
リース資産	112	資 本 剩 余 金	20,510
無 形 固 定 資 産	847	その他資本剰余金	20,510
ソフトウェア	725	利 益 剩 余 金	17,247
リース資産	9	利 益 準 備 金	1,001
電話加入権	89	その他利益剰余金	16,246
ソフトウェア仮勘定	23	繰越利益剰余金	16,246
投資その他の資産	28,843	自 己 株 式	△15,932
投資有価証券	3,955	評価・換算差額等	1,118
関係会社株式	16,906	その他有価証券評価差額金	1,118
関係会社出資金	2,436	純 資 産 合 計	52,010
関係会社長期貸付金	3,616	負 債 及 び 純 資 産 合 計	78,799
差入保証金	3,099		
その他の金	334		
貸倒引当金	△1,505		
資 産 合 計	78,799		

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

添付書類(6)

損益計算書

(平成26年4月1日から
平成27年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売 上 高		157,310
売 上 原 価		132,035
売 上 総 利 益		25,274
販売費及び一般管理費		17,900
営 業 利 益		7,374
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	44	
受 取 配 当 金	70	
為 替 差 益	453	
投 資 事 業 組 合 利 益	230	
そ の 他	230	1,029
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	7	
債 務 保 証 損 失 引 当 金 繰 入 額	209	
そ の 他	529	746
経 常 利 益		7,657
特 別 利 益		
関 係 会 社 株 式 売 却 益	2,379	
そ の 他	54	2,433
特 別 損 失		
減 損 損 失	363	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	695	
関 係 会 社 株 式 評 価 損	1,041	
そ の 他	24	2,124
税 引 前 当 期 純 利 益		7,966
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	2,872	
法 人 税 等 調 整 額	△84	2,788
当 期 純 利 益		5,178

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

添付書類(7)

株主資本等変動計算書

(平成26年4月1日から
平成27年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本		
	資 本 金	資 本 剰 余 金	
		その他資本 剰 余 金	資本剰余金合計
当 期 首 残 高	29,065	20,510	20,510
事業年度中の変動額			
剰 余 金 の 配 当			—
当 期 純 利 益			—
自 己 株 式 の 取 得			—
自 己 株 式 の 処 分		△0	△0
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)			—
事業年度中の変動額合計	—	△0	△0
当 期 末 残 高	29,065	20,510	20,510

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	利 益 剰 余 金			自 己 株 式	株主資本合計
	利益準備金	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計		
当 期 首 残 高		811		13,149	13,961
事業年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当	189	△2,081	△1,892		△1,892
当 期 純 利 益		5,178	5,178		5,178
自 己 株 式 の 取 得			—	△3	△3
自 己 株 式 の 処 分			—	0	0
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)			—		—
事業年度中の変動額合計	189	3,096	3,286	△3	3,283
当 期 末 残 高	1,001	16,246	17,247	△15,932	50,892

(単位：百万円)

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当 期 首 残 高	421	421	48,030
事業年度中の変動額			
剰 余 金 の 配 当		—	△1,892
当 期 純 利 益		—	5,178
自 己 株 式 の 取 得		—	△3
自 己 株 式 の 処 分		—	0
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額（純額）	696	696	696
事業年度中の変動額合計	696	696	3,979
当 期 末 残 高	1,118	1,118	52,010

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

個 別 注 記 表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 有価証券の評価基準および評価方法
子会社株式および関連会社株式
移動平均法に基づく原価法
その他有価証券
時価のあるもの
決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
時価のないもの
移動平均法に基づく原価法
投資事業有限責任組合等に対する出資金
当該投資事業有限責任組合等の直近事業年度における純資産の当社持分割合で評価
2. たな卸資産の評価基準および評価方法
評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。
商品……………総平均法
仕掛品……………個別法
貯蔵品……………最終仕入原価法
3. 固定資産の減価償却の方法
有形固定資産……………建物（建物付属設備は除く）
（リース資産除く）
 - a 平成10年3月31日以前に取得したものの旧定率法によっております。
 - b 平成10年4月1日から平成19年3月31日までに取得したものの旧定額法によっております。
 - c 平成19年4月1日以後に取得したものの定額法によっております。建物以外
 - a 平成19年3月31日以前に取得したものの旧定率法によっております。
 - b 平成19年4月1日以後に取得したものの定率法によっております。また、平成19年3月31日以前に取得したもののについては、償却可能限度額まで償却の終了した翌年から5年間で均等償却する方法によっております。
無形固定資産……………定額法によっております。ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。
リース資産……………所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

4. 引当金の計上基準

貸倒引当金	債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
賞与引当金	従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額の当期負担額を計上しております。
役員賞与引当金	役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当期に見合う分を計上しております。
債務保証損失引当金	関係会社に対する保証債務の履行による損失に備えるため、保証履行の可能性の高い債務保証につき、求償権の行使による回収可能性を検討して、損失見込相当額を計上しております。

5. 収益および費用の計上基準

受注制作のソフトウェアに係る収益および費用の計上基準	当事業年度末までの進捗部分について、成果の確実性が認められるものについては進行基準（進捗率の見積りは原価比例法）を、その他のものについては完成基準を適用しております。
----------------------------	---

6. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

- (1) 外貨建の資産および負債の本邦通貨への換算の基準
外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
- (2) 消費税等の会計処理
消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

7. 表示方法の変更

(貸借対照表関係)

前事業年度において区分掲記しておりました流動資産の「短期貸付金」（当事業年度5百万円）は、金額的重要性が乏しくなったため、流動資産の「その他」に含めて表示しております。

前事業年度において区分掲記しておりました投資その他の資産の「その他の関係会社有価証券」（当事業年度0百万円）は、金額的重要性が乏しくなったため、投資その他の資産の「その他」に含めて表示しております。

(損益計算書関係)

前事業年度において特別利益の「その他」に含めて表示しておりました「関係会社株式売却益」（前事業年度11百万円）は、金額的重要性が増したため、区分掲記しております。

前事業年度において区分掲記しておりました特別利益の「企業立地助成金等」（当事業年度1百万円）は、金額的重要性が乏しくなったため、特別利益の「その他」に含めて表示しております。

前事業年度において特別損失の「その他」に含めて表示しておりました「関係会社株式評価損」（前事業年度117百万円）は、金額的重要性が増したため、区分掲記しております。

貸借対照表に関する注記

1. 債務保証	
関係会社からの借入債務に対する保証 株式会社ココア	165百万円
関係会社からの預り債務に対する保証 ティーシーアイ・ビジネス・ サービス株式会社	1,989百万円
金融機関からの借入債務に対する保証 上海特朗思大宇宙信息技术服务有限公司	181百万円
上海特思尔大宇宙商務咨询有限公司	354百万円
計	2,690百万円
2. 有形固定資産の減価償却累計額	8,229百万円
3. 関係会社に対する金銭債権および金銭債務（区分表示したものを除く）	
関係会社に対する短期金銭債権	330百万円
関係会社に対する短期金銭債務	1,552百万円

損益計算書に関する注記

関係会社との取引高	
営業収益	229百万円
営業費用	13,345百万円
営業取引以外の取引高	137百万円

株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類および株式数に関する事項

株 式 の 種 類	当事業年度 期首の株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 の株式数
普通株式（株）	7,653,376	1,455	80	7,654,751

(変動事由の概要)

増加数の内訳は、次のとおりであります。	
単元未満株式の買取による増加	1,455株
減少数の内訳は、次のとおりであります。	
単元未満株式の売却による減少	80株

税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
賞与引当金	1,076百万円
未払事業税	209百万円
関係会社株式評価損	1,903百万円
投資有価証券評価損	1,027百万円
貸倒引当金	482百万円
減損損失	137百万円
投資事業組合運用損	48百万円
工事進行基準棚卸資産	30百万円
その他	686百万円
小計	5,600百万円
評価性引当額	3,877百万円
繰延税金資産合計	1,723百万円
繰延税金負債	
工事進行基準売上	55百万円
その他有価証券評価差額金	524百万円
その他	1百万円
繰延税金負債合計	582百万円
繰延税金資産の純額	1,141百万円

2. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産および繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第9号）および「地方税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第2号）が平成27年3月31日に公布されたことに伴い、当事業年度の繰延税金資産および繰延税金負債の計算（ただし、平成27年4月1日以降解消されるものに限る）に使用した法定実効税率は、前事業年度の35.64%から、回収または支払が見込まれる期間が平成27年4月1日から平成28年3月31日までのものは33.06%、平成28年4月1日以降のものについては32.30%にそれぞれ変更されております。

その結果、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）が80百万円減少し、当事業年度に計上された法人税等調整額が134百万円、その他有価証券評価差額金が54百万円それぞれ増加しております。

関連当事者との取引に関する注記

1. 親会社および法人主要株主等
該当事項はありません。
2. 子会社および関連会社等

属性	会社等の名称	資本金または出資額	事業の内容または職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
子会社	ティーシーアイ・ビジネス株式会社	100百万円	BtoB国内子会社	所有直接100.0	資金の資 融	資金の貸付(注)1	839	関係会社 長期貸付金	1,185
						回収等 債務保証(注)2	1,023 1,989		
子会社	TCT Services Co., Ltd.	1百万74万7千円	BtoB海外子会社	所有間接100.0	資金の資 融	資金の貸付(注)1	1,829	関係会社 長期貸付金	1,825
子会社	transcosmos Asia Pacific Pte., Ltd.	24百万 シンガポール円	BtoB海外子会社	所有直接100.0	役員 の任 兼	増資の引受(注)3	2,177	—	—
関連会社	優趣匯(上海)供應鏈管理有限公司	1百万人民元	BtoB海外子会社	所有直接26.3	役員 の任 兼	増資の引受(注)3	868	—	—

取引条件および取引条件の決定方針等

- (注) 1 貸付金については市場金利等および調達金利を勘案し、利率を合理的に決定しております。
 2 関係会社からの預かり債務に対する保証であります。
 3 増資の引受は、関係会社が行った増資を引き受けたものであります。
 4 取引金額および期末残高には消費税等は含まれておりません。
 5 議決権等の所有(被所有)割合は、小数第二位を四捨五入しております。

3. 兄弟会社等
該当事項はありません。
4. 役員および個人主要株主等
該当事項はありません。

1株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額 1,264円25銭
2. 1株当たり当期純利益 125円88銭

重要な後発事象に関する注記

前記の連結注記表「重要な後発事象に関する注記」と同一であるため、当該項目をご参照ください。

添付書類(8)

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

平成27年5月13日

トランス・コスモス株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	荒尾泰則	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	大下内徹	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	長南伸明	㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、トランス・コスモス株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、トランス・コスモス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

添付書類(9)

会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

平成27年5月13日

トランス・コスモス株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	荒尾泰則	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	大下内徹	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	長南申明	㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、トランス・コスモス株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第30期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第30期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、当期の監査方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、当期の監査方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の執行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- 四 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年5月15日 トランス・コスモス株式会社 監査役会

常勤監査役	石	岡	英	明	㊟
常勤監査役	下	總	邦	雄	㊟
社外監査役	中	村	敏	明	㊟
社外監査役	山	根	節	夫	㊟

以上

以上

株主総会参考書類

議案およびその参考事項

第1号議案 第30期剰余金処分の件

期末配当に関する事項

当社の期末配当につきましては、当社の配当方針に基づき、以下のとおりといたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 株主に対する配当財産の割当に関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金54円

総額 2,221,521,930円

(3) 剰余金の配当が効力を生ずる日

平成27年6月25日（木曜日）

第2号議案 当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）更新の件

当社は、平成24年5月15日開催の当社取締役会決議及び同年6月27日開催の当社第27期定時株主総会決議に基づき、当社株式の大量取得行為に関する対応策（以下「旧プラン」といいます。）を更新しましたが、旧プランの有効期間は、本定時株主総会終結の時までとされております。

この旧プランの有効期間満了に先立ち、当社は、平成27年5月15日開催の当社取締役会において、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（会社法施行規則第118条第3号に規定されるものをいい、以下「基本方針」といいます。）に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（会社法施行規則第118条第3号ロ(2)）として、旧プランの内容を一部改定した上、更新すること（以下「本更新」といい、本更新後のプランを「本プラン」といいます。）といたしました。

つきましては、当社定款第41条第2項の定めに基づき、本プランに利用するために、下記2.「提案の内容」の要領で新株予約権の無償割当てに関する事項の決定を行うことを当社取締役会に委任することにつき、株主の皆様にご承認をお願いするものであります。

1. 提案の理由

(1) 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値の源泉を理解し、当社が企業価値ひいては株主共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上していくことを可能とする者である必要があると考えています。

当社は、当社の支配権の移転を伴う買収提案がなされた場合、その判断は最終的には株主全体の意思に基づき行われるべきものと考えております。また、当社株式について大量買付がなされた場合、これが当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものであれば、これを否定するものではありません。しかしながら、株式の大量買付の中には、その目的等から見て企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大量買付の内容等について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との交渉を必要とするもの等、大量買付の対象となる会社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社は、お客様の満足度の大きさに価値を置き、企業価値の維持・向上に努めております。当社の企業価値の源泉は、①情報処理アウトソーシングビジネスの先駆けとして創業以来蓄積してきた総合的な「IT活用力」、②環境変化に即応し最新技術を創意工夫で融合させてゆくことのできる「人」の存在、③独立系企業としての強みを生かして構築された様々な「顧客との間の安定的・長期的な信頼

関係」、にあると考えております。当社株式の買付を行う者がこれら当社の企業価値の源泉を理解し、これらを中長期的に確保し、向上させられるのでなければ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益は毀損されることとなります。当社は、このような濫用的な買取に対しては、必要かつ相当な対抗措置を講じることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えております。

(2) 本プランの目的

本プランは、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させることを目的として、基本方針に沿って更新されるものです。

当社取締役会は、基本方針に定めるとおり、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さない大量買付を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えています。本プランは、こうした不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反する大量買付を抑止するとともに、当社株式に対する大量買付が行われる際に、当社取締役会が株主の皆様へ代替案を提案したり、あるいは株主の皆様がかかる大量買付に応じるべきかを判断するために必要な情報や時間を確保すること、株主の皆様のために交渉を行うこと等を可能とすることを目的としております。

2. 提案の内容

(1) 本プランの概要

本プランは、当社株券等の20%以上を買取しようとする者が現れた際に、買取者に事前の情報提供を求める等、上記の目的を実現するために必要な手続を定めております。

買取者は、本プランに係る手続に従い、当社取締役会において本プランを発動しない旨が決定された場合に、当該決定時以降に限り当社株券等の大量買付を行うことができるものとされています。

買取者が本プランに定められた手続に従わない場合や当社株券等の大量買付が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれがある場合等で、本プラン所定の発動要件を満たす場合等には、当社は、買取者等による権利行使は原則として認められないとの行使条件及び当社が買取者等以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得できる旨の取得条項が付された新株予約権に係る新株予約権無償割当てその他の法令及び当社定款の下でとりうる合理的な施策を実施します。本プランに従って新株予約権の無償割当てがなされ、その行使又は当社による取得に伴って買取者以外の株主の皆様へ当社株式が交付された場合には、買取者の有する当社の議決権割合は、最大約50%まで希釈化される可能性があります。

当社は、本プランに従った新株予約権の無償割当ての実施、不実施又は取得等の判断については、取締役の恣意的判断を排するため、当社経営陣から独立した社外取締役等のみから構成される独立委員会を設置し、その客観的な判断を経るものとしております。また、当社取締役会は、これに加えて、本プラン所定の場合には、株主総会を開催し、株主の皆様意思を確認することがあります。

こうした手続の過程については、適宜株主の皆様に対して情報開示を行い、その透明性を確保することとしております。

(2) 本プランの発動に係る手続

(a) 対象となる買付等

本プランは、下記①若しくは②に該当する当社株券等の買付その他の取得又はこれに類似する行為（これらの提案（注1）を含みます。）（当社取締役会が本プランを適用しない旨別途認めたものを除くものとし、以下「買付等」といいます。）がなされる場合を適用対象とします。

記

- ① 当社が発行者である株券等（注2）について、保有者（注3）の株券等保有割合（注4）が20%以上となる買付その他の取得
- ② 当社が発行者である株券等（注5）について、公開買付け（注6）を行う者の株券等所有割合（注7）及びその特別関係者（注8）の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

買付等を行おうとする者（以下「買付者等」といいます。）は、本プランに定められる手続に従うものとし、本プランに従い当社取締役会が新株予約権（その主な内容は下記(4)「本新株予約権の無償割当ての概要」に定めるとおりとし、以下にかかる新株予約権を「本新株予約権」といいます。）の無償割当て等の不実施に関する決議を行うまでの間、買付等を実行してはならないものとし、

(b) 意向表明書の提出

買付者等は、買付等の開始又は実行に先立ち、別途当社の定める書式により、本プランの手続を遵守する旨の誓約文言等を含む法的拘束力のある書面（買付者等の代表者による署名又は記名捺印のなされたものとし、また、条件又は留保等は付されてはならないものとし、）及び当該署名又は捺印を行った代表者の資格証明書（以下、これらをあわせて「意向表明書」といいます。）を当社に対して提出して頂きます。意向表明書には、買付者等の氏名又は名称、住所又は本店、事務所等の所在地、設立準拠法、代表者の氏名、日本国内における連絡先及び企図されている買付等の概要等を明示して頂きます。なお、意向表明書及び下記(c)に定める買付説明書その他買付者等が当社又は独立委員会に提出する資料における使用言語は日本語に限ります。

(c) 買付者等に対する情報提供の要求

当社は、意向表明書を受領した日から10営業日以内に、買付説明書（以下に定義されます。）の様式（買付者等が当社に提供すべき情報のリストを含みます。）を買付者等に対して交付いたします。買付者等は、当社が交付した書式に従い、下記の各号に定める情報（以下「本必要情報」といいます。）等を記載した書面（以下「買付説明書」と総称します。）を当社取締役会に対して提出して頂きます。

当社取締役会は、買付説明書を受領した場合、速やかにこれを独立委員会（独立委員会の委員の選任基準、決議要件、決議事項等については、（注9）に、本更新時の独立委員会の委員の略歴等については、別紙「独立委員会委員略歴」に記載のとおりです。）に送付します。独立委員会は、当該買付説明書の記載内容が本必要情報として不十分であると判断した場合には、買付者等に対し、適宜回答期限を定めた上、追加的に情報を提供するよう求めることがあります。この場合、買付者等においては、当該期限までに、かかる情報を追加的に提供して頂きます。

記

- ① 買付者等及びそのグループ（共同保有者（注10）、特別関係者及び買付者等を被支配法人等（注11）とする者の特別関係者）の詳細（名称、資本関係、財務内容、経営成績、過去の法令違反等の有無及び内容、並びに当該買付者等による買付等と同種の過去の取引の詳細等を含みます。）（注12）
 - ② 買付等の目的、方法及び具体的内容（対価の価額・種類、時期、関連する取引の仕組み、方法の適法性、実現可能性等を含みます。）
 - ③ 買付等の価格及びその算定根拠
 - ④ 買付者等と第三者との間の当社の株券等に関する合意の内容及び買付者等による当社の株券等の過去の取得に関する情報
 - ⑤ 買付等の資金の裏付け（買付等の資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容を含みます。）
 - ⑥ 買付等の後における当社グループの経営方針、事業計画、資本政策及び配当政策
 - ⑦ 買付等の後における当社の株主（買付者等を除きます。）、当社グループの従業員、取引先、顧客等の利害関係者に対する対応方針
 - ⑧ 当社の他の株主との間の利益相反を回避するための具体的方策
 - ⑨ 反社会的勢力との関係に関する情報
 - ⑩ その他当社取締役会又は独立委員会が合理的に必要と判断する情報
- (d) 買付等の内容の検討・買付者等との交渉・代替案の検討

① 当社取締役会に対する情報提供の要求

独立委員会は、買付者等から買付説明書その他の情報（追加的に提出を求めた情報も含みます。以下同じとします。）が提出されたと合理的に認めた場合、当社取締役会に対しても、適宜回答期限を定めた上、買付者等の買付等の内容に対する意見（留保する旨の意見を含むものとします。以下同じとします。）及びその根拠資料、代替案（もしあれば）その他独立委員会が適宜必要と認める情報等を提供するよう要求することができます。

② 独立委員会による検討等

独立委員会は、買付者等からの買付説明書その他の情報等の提供が十分になされたと認めた場合、情報等の受領から90日間が経過するまでの間、買付等の内容の検討、買付者等と当社取締役会の経営計画・事業計画等に関する情報収集・比較検討、及び当社取締役会の提供する代替案の検討等を行います（以下、かかる独立委員会による情報収集及び検討に要する期間を「独立委員会検討期間」といいます。）。

独立委員会の判断が、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するようになされることを確保するために、独立委員会は、当社の費用で、ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、税理士、コンサルタントその他の専門家の助言を得ることができるものとします。

また、独立委員会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上という観点から当該買付等の内容を改善させるために必要であれば、直接又は間接に、当該買付者等と協議・交渉等を行うものとします。買付者等は、独立委員会が、直接又は間接に、検討資料その他の情報提供、協議・交渉等を求めた場合には、速やかにこれに応じなければならないものとします。

なお、独立委員会は、買付者等の買付等の内容の検討・代替案の検討・買付者等との交渉等に必要とされる合理的な範囲内（但し、30日間を上限とするものとします。）で、独立委員会検討期間を一ないし複数回延長することができるものとします。

(e) 独立委員会の勧告

独立委員会は、買付等が下記(3)「本新株予約権の無償割当て等の要件」において定められる発動事由（同(3)に記載される準発動事由も含み、以下「本発動事由」と総称します。）に該当すると判断した場合等には、引き続き買付者等より情報提供を受ける必要や買付者等との間で交渉・協議等を行う必要がある等の特段の事情がある場合を除き、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当てその他の法令及び当社定款の下でとりうる合理的な施策（注13）（以下「本新株予約権の無償割当て等」と総称します。）を実施することを勧告します。なお、独立委員会は、ある買付等について本発動事由のうち発動事由その2（以下、「発動事由その2」といいます。）の該当可能性が問題となっている場合等には、予め株主意思の確認を得るべき旨の留保を付すことができるものとします。

上記にもかかわらず、独立委員会は、一旦本新株予約権の無償割当ての実施の勧告をした後も、以下のいずれかの事由に該当すると判断した場合には、本新株予約権の無償割当てに係る権利落ち日の前々営業日までにおいては本新株予約権の無償割当てを中止し、又は本新株予約権の無償割当ての効力発生日以降本新株予約権の行使期間の開始日の前日までにおいては本新株予約権を無償にて取得すべき旨の新たな勧告を行うことができるものとします。

- (i) 当該勧告後に買付者等が買付等を撤回した場合その他買付等が存しなくなった場合
- (ii) 当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じる等の理由により、本発動事由が存しなくなった場合

他方、独立委員会は、買付等について本発動事由に該当するとの判断に至らなかった場合は、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当て等を実施すべき旨の勧告を行わないものとします。

上記にもかかわらず、独立委員会は、その後も、当該判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、買付等が本発動事由に該当することとなった場合には、本新株予約権の無償割当て等を実施すべき旨の新たな勧告を行うことができるものとします。

上記の他、独立委員会は、買付等について、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を害するおそれがある場合、その理由を付して、株主総会を開催し買付者等の買付等に関する株主意思の確認を行うこと等を勧告することもできるものとします。

(f) 取締役会の決議

当社取締役会は、独立委員会の上記勧告がなされた場合、当該勧告を最大限尊重して、本新株予約権の無償割当て等の実施又は不実施等に関する会社法上の機関としての決議を行うものとします。但し、下記(g)に基づき株主意思確認総会を開催する場合には、当社取締役会は、当該株主意思確認総会の決議に従い、本新株予約権の無償割当て等の実施又は不実施等に関する会社法上の機関としての決議を行うものとします。

(g) 株主意思確認総会の開催

当社取締役会は、(i) 上記(e)に従い、独立委員会が、本新株予約権の無償割当て等の実施に際して、予め株主意思の確認を得るべき旨の留保を付した場合、若しくは買付者等の買付等に関する株主意思の確認を行うことを勧告した場合、又は(ii)ある買付等について発動事由その2の該当可能性等が問題となっており、かつ、取締役会が、株主総会の開催に要する時間等を勘案した上で、善管注意義務に照らし、株主意思を確認することが適切と判断する場合には、株主総会（以下「株主意思確認総会」といいます。）を招集し、株主の皆様意思を確認することができるものとします。

(h) 情報開示

当社は、本プランの運用に際しては、適用ある法令又は金融商品取引所の規程等に従い、本プランの各手続の進捗状況（意向表明書・買付説明書が提出された事実、独立委員会検討期間が開始した事実及び独立委員会検討期間の延長が行われた事実を含みます。）又は独立委員会による勧告等の概要、当社取締役会の決議の概要、その他独立委員会又は当社取締役会が適切と考える事項について、適時に情報開示を行います。

(3) 本新株予約権の無償割当て等の要件

本プランの発動として本新株予約権の無償割当てを実施するための要件は、下記のとおりです。なお、上記(2)「本プランの発動に係る手続」(e)記載のとおり、下記の要件の該当性については、必ず独立委員会の勧告を経て決定されることとなります。

記

発動事由その1

本プランに定められた手続に従わない買付等であり（買付等の内容を判断するために合理的に必要とされる時間や情報の提供がなされない場合を含みます。）、かつ本新株予約権の無償割当てを実施することが相当である場合

発動事由その2

下記のいずれかに該当し、かつ本新株予約権の無償割当てを実施することが相当である場合

- (a) 下記に掲げる行為等により、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある買付等である場合
 - ① 株券等を買ひ占め、その株券等について当社又は当社関係者等に対して高値で買取りを要求する行為
 - ② 当社の経営を一時的に支配して、当社グループの重要な資産等を廉価に取得する等当社の犠牲の下に買付者等の利益を実現する経営を行うような行為
 - ③ 当社グループの資産を買付者等やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する行為
 - ④ 当社の経営を一時的に支配して、当社グループの事業に当面関係していない高額資産等を処分させ、その処分利益をもって、一時的な高配当をさせるか、一時的な高配当による株価の急上昇の機会をねらって高値で売り抜ける行為
- (b) 強圧的二段階買付（最初の買付で全株式の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式買付を行うことをいいます。）等株主に株式の売却を事実上強要するおそれのある買付等である場合
- (c) 買付等の条件（対価の価額・種類、時期、方法の適法性、実現可能性、又は買付等の後における当社の他の株主、当社グループの従業員、顧客、取引先その他の当社に係る利害関係者に対する方針等を含みます。）が当社の本源的価値に鑑み不十分又は不適當な買付等である場合
- (d) 当社の企業価値を生み出す上で必要不可欠な当社グループの従業員、顧客、取引先等との関係を損なうこと等により、当社の企業価値又は株主共同の利益に反する重大なおそれをもたらす買付等である場合

上記のほか、当社は、上記の各発動事由に準じる要件が充足され、かつ、相当性を有する場合（本プランにおいて「準発動事由」といいます。）には、本プランの発動として法令及び当社定款の下でとりうる合理的な施策を講じることがあります。この場合も、上記(2)「本プランの発動に係る手続」(e)のとおり、必ず独立委員会の勧告を経て決定されることとなります。

(4) 本新株予約権の無償割当ての概要

本プランに基づき本新株予約権の無償割当てを実施する場合の概要は、以下のとおりです。

(a) 本新株予約権の数

本新株予約権の無償割当てに関する取締役会決議又は株主総会決議（以下「本新株予約権無償割当て決議」といいます。）において別途定める一定の日（以下「割当期日」といいます。）における当社の最終の発行済株式総数（但し、同時点において当社の有する当社株式の数を控除します。）と同数とします。

(b) 割当対象株主

割当期日における当社の最終の株主名簿に記録された当社以外の株主（以下「割当対象株主」といいます。）に対し、その有する当社株式1株につき本新株予約権1個の割合で、本新株予約権を割り当てます。

(c) 本新株予約権の無償割当ての効力発生日

本新株予約権無償割当て決議において別途定める日とします。

(d) 本新株予約権の目的である株式の数

本新株予約権1個の目的である当社株式の数（以下「対象株式数」といいます。）は、原則として1株とします。

(e) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の当社株式1株当たりの価額は、1円を下限とし当社株式1株の時価の2分の1の金額を上限とする金額の範囲内で本新株予約権無償割当て決議において別途定める価額とします。なお、「時価」とは、本新株予約権無償割当て決議に先立つ過去90日間（取引が成立しない日を除きます。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の各日の終値の平均値（気配表示を含みます。）に相当する金額とし、1円未満の端数は切り上げるものとします。

(f) 本新株予約権の行使期間

本新株予約権無償割当て決議において別途定める日を初日（以下、かかる行使期間の初日を「行使期間開始日」といいます。）とし、原則として、1ヶ月間から6ヶ月間までの範囲で本新株予約権無償割当て決議において別途定める期間とします。

(g) 本新株予約権の行使条件

(Ⅰ)特定大量保有者（注14）、(Ⅱ)特定大量保有者の共同保有者、(Ⅲ)特定大量買付者（注15）、(Ⅳ)特定大量買付者の特別関係者、若しくは(Ⅴ)上記(Ⅰ)な

いし(IV)に該当する者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲り受け若しくは承継した者、又は、(VI)上記(I)ないし(V)に該当する者の関連者(注16)(以下、(I)ないし(VI)に該当する者を「非適格者」と総称します。)は、一定の例外事由(注17)が存する場合を除き、本新株予約権を行使することができません。

また、外国の適用法令上、本新株予約権の行使にあたり所定の手続が必要とされる非居住者も、原則として本新株予約権を行使することができません(但し、非居住者の保有する本新株予約権も、適用法令に抵触しないことが確認されることを条件として、下記(i)②のとおり、当社による当社株式を対価とする取得の対象となります。)。さらに、本新株予約権の行使条件を充足していること等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式による誓約書を提出しない者も、本新株予約権を行使することができません。

(h) 本新株予約権の譲渡

本新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要します。

(i) 当社による本新株予約権の取得

- ① 当社は、行使期間開始日の前日までの間いつでも、当社が本新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が認める場合には、当社取締役会が別途定める日の到来日をもって、全ての本新株予約権を無償で取得することができるものとします。
- ② 当社は、当社取締役会が別途定める日の到来日をもって、非適格者以外の者が有する本新株予約権のうち当該当社取締役会が定める日の前日までに未行使のもの全てを取得し、これと引換えに、本新株予約権1個につき対象株式数に相当する数の当社株式を交付することができます。

また、当社は、かかる取得がなされた日以降に、本新株予約権を有する者のうちに非適格者以外の者が存在すると当社取締役会が認める場合には、上記の取得がなされた日より後の当社取締役会が定める日の到来日をもって、当該者の有する本新株予約権のうち当該当社取締役会が定める日の前日までに未行使のものを全て取得し、これと引換えに、本新株予約権1個につき対象株式数に相当する数の当社株式を交付することができるものとし、その後も同様とします。

(j) 合併、吸収分割、新設分割、株式交換及び株式移転の場合の新株予約権の交付 本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

(k) 新株予約権証券の発行

本新株予約権に係る新株予約権証券は発行しません。

(l) その他

上記に定めるほか、本新株予約権の内容の詳細は、本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

(5) 本プランの有効期間、廃止及び変更

本プランの有効期間は、本定時株主総会終結後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとします。

但し、有効期間の満了前であっても、当社の株主総会において、本新株予約権の無償割当てに関する事項を決定する権限の当社取締役会への上記委任を撤回する旨の決議が行われた場合、又は当社取締役会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランは当該決議に従い廃止されるものとします。

また、当社取締役会は、本プランの有効期間中であっても、本プランに関する法令、金融商品取引所の規程等の新設又は改廃が行われ、かかる新設又は改廃を反映することが適切である場合、誤字脱字等の理由により字句の修正を行うことが適切である場合、又は当社株主に不利益を与えない場合等本定時株主総会の決議の趣旨に反しない場合には、独立委員会の承認を得た上で、本プランを修正し、又は変更することができるものとします。

当社は、本プランが廃止、修正又は変更された場合には、当該廃止、修正又は変更の事実及び（修正・変更の場合には）修正・変更の内容その他の事項について、情報開示を速やかに行います。

(6) 法令の改正等による修正

本プランで引用する法令の規定は、平成27年5月15日現在施行されている規定を前提としているものであり、同日以後、法令の新設又は改廃により、上記各項に定める条項ないし用語の意義等に修正を加える必要が生じた場合には、当該新設又は改廃の趣旨を考慮の上、上記各項に定める条項ないし用語の意義等を適宜合理的な範囲内で読み替えることができるものとします。

(7) その他の事項

本プランの内容のうち、本議案に定めのない事項又は本議案に抵触しない事項については、当社取締役会において定めることができるものとします。

(注1) 第三者に対して買付等を勧誘する行為を含みます。

(注2) 金融商品取引法第27条の23第1項に定義されます。本議案において別段の定めがない限り同じとします。

(注3) 金融商品取引法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）。本議案において同じとします。

(注4) 金融商品取引法第27条の23第4項に定義されます。本議案において同じとします。

(注5) 金融商品取引法第27条の2第1項に定義されます。

(注6) 金融商品取引法第27条の2第6項に定義されます。本議案において同じとします。

(注7) 金融商品取引法第27条の2第8項に定義されます。本議案において同じとします。

- (注8) 金融商品取引法第27条の2第7項に定義されます（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）。但し、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除きます。本議案において同じとします。
- (注9) 独立委員会規則の概要は以下のとおりです。
- ・独立委員会の委員は、3名以上とし、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、(i)当社社外取締役、(ii)当社社外監査役、又は(iii)有識者のいずれかに該当する者の中から、当社取締役会が選任する。但し、有識者は、実績ある会社経営者、官庁出身者、投資銀行業務若しくは当社の業務領域に精通する者、弁護士、公認会計士若しくは会社法等を主たる研究対象とする研究者又はこれらに準ずる者でなければならない。また、別途当社取締役会が指定する善管注意義務条項等を含む契約を当社との間で締結した者でなければならない。
 - ・独立委員会委員の任期は、本定時総会終結後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。但し、当社取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りでない。また、当社社外取締役又は当社社外監査役であった独立委員会委員が、それらの地位を失った場合（再任された場合を除く。）には、独立委員会委員としての任期も同時に終了するものとする。
 - ・独立委員会は本新株予約権の無償割当てその他の法令及び当社定款の下で取りうる合理的な施策（以下「本新株予約権の無償割当て等」と総称する。）の実施又は不実施、本新株予約権の無償割当て等の中止又は本新株予約権の無償取得、当社取締役会が別途独立委員会に諮問し、又は別途独立委員会が行うことができるものと定めた事項その他所定の事項について決定を行うことができる。
 - ・独立委員会の決議は、原則として独立委員会委員の全員が出席（テレビ会議又は電話会議による出席を含む。以下同じとする。）し、その議決権の過半数をもってこれを行う。但し、やむを得ない事由があるときは、独立委員会委員の過半数が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行うことができる。
- (注10) 金融商品取引法第27条の23第5項に規定される共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）。本議案において同じとします。
- (注11) 金融商品取引法施行令第9条第5項に定義されます。
- (注12) 買付者等がファンドの場合は、各組合員その他の構成員について①に準じた情報を含みます。
- (注13) 具体的には株主総会において買付者等に対し買付等の中止を求める決議を行うことなどが考えられます。

- (注14) 原則として、当社が発行者である株券等の保有者で、当該株券等に係る株券等保有割合が20%以上である者(当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。)をいいます。但し、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値又は株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める所定の者は、特定大量保有者に該当しないものとし、本議案において同じとします。
- (注15) 原則として、公開買付けによって当社が発行者である株券等(金融商品取引法第27条の2第1項に定義されます。以下本脚注において同じとします。)の買付等(同法第27条の2第1項に定義されます。以下本脚注において同じとします。)を行う旨の公告を行った者で、当該買付等の後におけるその者の所有(これに準ずるものとして金融商品取引法施行令第7条第1項に定める場合を含みます。)に係る株券等の株券等所有割合がその者の特別関係者の株券等所有割合と合計して20%以上となる者(当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含みます。)をいいます。但し、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値又は株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める所定の者は、特定大量買付者に該当しないものとし、本議案において同じとします。
- (注16) ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配され若しくはその者と共同の支配下にある者(当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。)、又はその者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいいます。なお、「支配」とは、他の会社等の「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」(会社法施行規則第3条第3項に定義されます。)をいいます。
- (注17) 具体的には(x)買付者等が本新株予約権無償割当て決議後に買付等を中止若しくは撤回又は爾後買付等を実施しないことを誓約するとともに、買付者等その他の非適格者が当社が認める証券会社に委託をして当社株式を処分した場合で、かつ、(y)買付者等の株券等保有割合(但し、株券等保有割合の計算にあたっては、買付者等やその共同保有者以外の非適格者についても当該買付者等の共同保有者とみなして算定を行うものとし、また、非適格者の保有する本新株予約権のうち行使条件が充足されていないものは除外して算定するものとし、)として当社取締役会が認めた割合が20%を下回っている場合は、当該処分を行った買付者等その他の非適格者は、当該処分がなされた株式の数に相当する株式の数を目的とする本新株予約権につき、当該下回る割合の範囲内で行使することができることなどが例外事由として定められることが予定されています。なお、かかる非適格者による本新株予約権の行使の条件及び手続等の詳細については、別途当社取締役会が定めるものとし、

独立委員会委員略歴

本更新時の独立委員会の委員は、以下の3名を予定しております。

氏名： 夏野 剛 (なつの たけし)

生年月日： 昭和40年3月17日

略歴： 昭和63年4月 東京ガス株式会社入社
平成9年9月 エヌ・ティ・ティ移動通信網株式会社（現株式会社NTTドコモ）入社
平成17年6月 同社 執行役員マルチメディアサービス部長
平成20年6月 当社 社外取締役（現任）
セガサミーホールディングス株式会社 社外取締役（現任）
ぴあ株式会社 取締役（現任）
エヌ・ティ・ティレゾナント株式会社 非常勤取締役（現任）
平成20年12月 株式会社ダウンゴ 取締役（現任）
平成21年6月 株式会社ディー・エル・イー 社外取締役（現任）
平成21年9月 グリー株式会社 社外取締役（現任）
平成22年12月 株式会社U-NEXT 社外取締役（現任）
平成25年11月 慶應義塾大学大学院政策・メディア研究科特別招聘教授（現職）
平成26年10月 株式会社KADOKAWA・DWANGO 取締役（現任）
現在に至る

夏野剛は、現在、当社の社外取締役であり、また、本定時株主総会で取締役選任議案が承認可決された場合には、当社の社外取締役として再任する予定です。

同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

氏 名： 宇陀 栄次（うだ えいじ）

生年月日： 昭和31年8月3日

略 歴： 昭和56年4月 日本アイ・ビー・エム株式会社入社
平成11年1月 同社 理事情報サービス産業事業部長
平成13年1月 ソフトバンク・コマース株式会社（現ソフトバンクBB株式会社）代表取締役社長
平成16年3月 salesforce.com, Inc. Senior Vice President
平成16年4月 株式会社セールスフォース・ドットコム 代表取締役社長
平成24年4月 salesforce.com, Inc. Executive Vice President
平成26年4月 株式会社セールスフォース・ドットコム 取締役相談役
平成26年6月 当社 社外取締役（現任）
平成27年1月 株式会社セールスフォース・ドットコム 特別顧問（現任）
現在に至る

宇陀栄次は、現在、当社の社外取締役であり、また、本定時株主総会で取締役選任議案が承認可決された場合には、当社の社外取締役として再任する予定です。

同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

氏 名： 山根 節夫（やまね せつお）

生年月日： 昭和23年1月23日

略 歴： 昭和41年3月 警視庁警察官採用
昭和58年2月 警視庁警部
昭和59年3月 警察庁出向
平成元年3月 久松警察署警備課長
平成3年3月 警視庁警視
平成8年3月 赤坂警察署副署長
平成9年2月 大島警察署長
平成11年2月 大塚警察署長
平成14年2月 警視正 東京都警察情報通信部機動通信第一課長
平成16年2月 警視庁警察学校副校長
平成18年2月 警務部参事官
平成19年3月 警視長
平成19年4月 グランドアーク半蔵門副総支配人
平成21年4月 東京ガス株式会社 顧問
平成25年6月 当社 社外監査役（現任）
現在に至る

山根節夫は、現在、当社の社外監査役であり、同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

第3号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

- (1) 当社事業の現状に則し、事業内容の多様化に対応するため、現行定款第2条（目的）を一部変更するものであります。
- (2) 「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）の施行（平成27年5月1日施行）により、責任限定契約を締結できる会社役員が変更されたことに伴い、現行定款第25条（取締役の責任軽減等）および現行定款第35条（監査役の責任軽減等）の規定の一部を変更するものであります。また、現行定款第25条の変更に関しましては、各監査役の同意を得ております。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

現 行 定 款	変 更 案
<p>（目的） 第2条 当社は次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1.～16.（記載省略） 17. 旅行業代理店業、銀行代理業及び貸金業 18.～23.（記載省略） 24. 米穀、健康食品、各種衣料品、アクセサリ、家庭用品雑貨、健康器具、家具、寝具、書籍、CD、DVD、家庭用電気製品及びスポーツ用品等の製造、販売、輸出入、代理業及び取次業 25.～26.（記載省略） 27. <u>上記各項に関する一切の付帯業務</u></p> <p>（新設） （新設）</p> <p>（取締役の責任軽減等） 第25条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p>	<p>（目的） 第2条 当社は次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1.～16.（現行どおり） 17. 銀行代理業及び貸金業 18.～23.（現行どおり） 24. 米穀、<u>食肉、魚介類</u>、食品、各種衣料品、アクセサリ、家庭用品雑貨、健康器具、家具、寝具、書籍、CD、DVD、家庭用電気製品及びスポーツ用品等の製造、販売、輸出入、代理業及び取次業 25.～26.（現行どおり） 27. <u>旅行業法に基づく旅行業及び旅行者代理業</u> 28. <u>金融商品取引業及び金融商品仲介業</u> 29. <u>上記各項に関する一切の付帯業務</u></p> <p>（取締役の責任軽減等） 第25条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、<u>任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外取締役</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、100万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p> <p>(監査役の責任軽減等) 第35条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議をもって免除することができる。</p> <p>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外監査役</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、100万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p>	<p>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役（業務執行取締役であるものを除く。）</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、100万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p> <p>(監査役の責任軽減等) 第35条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議をもって免除することができる。</p> <p>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>監査役</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、100万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p>

第4号議案 取締役16名選任の件

取締役全員（15名）は本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営体制の強化のため1名増員し、取締役16名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴・当社における地位・担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
1	おくだ こうき 奥田 耕己 (昭和12年1月9日)	昭和41年6月 丸栄計算センター株式会社代表取締役社長 昭和49年12月 株式会社関西丸栄計算センター代表取締役社長 昭和50年6月 和歌山丸栄計算センター株式会社代表取締役社長 昭和53年11月 株式会社インプット研究所代表取締役社長 昭和57年1月 群馬丸栄計算センター株式会社代表取締役社長 昭和57年4月 株式会社マリテック代表取締役社長 昭和60年6月 当社代表取締役社長 平成9年5月 株式会社ジェイストリーム(現株式会社Jストリーム)代表取締役社長 平成10年6月 当社代表取締役会長兼社長 平成11年12月 株式会社イーベンチャーズ代表取締役社長 平成14年9月 当社代表取締役会長兼グループCEO 平成15年6月 代表取締役グループCEOファウンダー(現任)	7,498,800株 (一株)
2	ふなつ こうじ 船津 康次 (昭和27年3月18日)	昭和56年4月 株式会社リクルート入社 平成7年12月 株式会社北海道じゃらん取締役 平成10年4月 当社入社、事業企画開発本部長 平成10年6月 常務取締役 平成11年6月 専務取締役海外事業統轄補佐 平成12年4月 代表取締役副社長 総合営業本部、コンサルティング本部、各事業本部担当 平成14年9月 代表取締役社長兼CEO 平成15年6月 代表取締役会長兼CEO(現任) 平成23年6月 社団法人日本テレマーケティング協会(現一般社団法人日本コールセンター協会)会長(現任) 平成26年10月 株式会社KADOKAWA・DWANGO社外取締役(現任)	25,200株 (5,447株)

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴・当社における地位・担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
3	おくだ まさたか 奥田 昌孝 (昭和42年3月29日)	昭和63年4月 当社入社 平成8年6月 取締役マーケティング本部副本部長 平成10年6月 常務取締役社長室担当 平成12年4月 代表取締役副社長 事業企画開発本部担当、海外事業本部副担当 平成14年4月 代表取締役副社長兼Co-COO、事業開発本部最高責任者 平成14年6月 株式会社イーベンチャーズ代表取締役 平成14年9月 当社代表取締役副社長兼COO 平成15年6月 代表取締役社長兼COO(現任)	5,910,368株 (11,132株)
4	い わ み こういち 石見 浩一 (昭和42年1月10日)	平成5年4月 味の素株式会社入社 平成13年3月 当社入社 平成14年6月 取締役事業開発統括本部副本部長 平成16年6月 上席常務執行役員 平成17年2月 大宇宙情報系統(上海)有限公司董事長 平成17年6月 当社専務取締役 平成17年8月 大宇宙當舖創信息咨询(上海)有限公司董事長(現任) 平成18年6月 当社取締役副社長 平成24年3月 transcocosmos Korea Inc. 取締役会長(現任) 平成24年5月 トランスコスモス・アナリティクス株式会社取締役(現任) 平成24年7月 transcocosmos philippines, inc. 取締役(現任) 平成26年4月 当社取締役副社長海外事業総括責任者兼サービス推進本部長兼コンタクトセンターサービス統括担当(現任)	10,800株 (352株)
5	む か い ひろゆき 向井 宏之 (昭和27年7月23日)	昭和52年4月 日本アイ・ビー・エム株式会社入社 平成17年3月 レノボ・ジャパン株式会社代表取締役社長 平成19年10月 当社入社、上席常務執行役員営業統括営業企画本部担当 平成20年6月 専務取締役営業統括責任者 平成24年6月 専務取締役営業統括担当 平成27年4月 取締役副社長営業統括担当(現任)	一株 (12,282株)

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴・当社における地位・担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
6	もりやま まさかつ 森山 雅勝 (昭和45年5月21日)	<p>平成5年4月 プライスウォーターハウスコンサル タント株式会社(現日本アイ・ビー ・エム株式会社)入社</p> <p>平成12年6月 当社入社</p> <p>平成14年6月 取締役</p> <p>平成15年6月 常務取締役</p> <p>平成16年6月 上席常務執行役員</p> <p>平成17年6月 トランスコスモス&チームラボ株 式会社(現チームラボビジネスデ ィベロップメント株式会社)代表 取締役(現任)</p> <p>平成17年9月 当社専務取締役BtoC事業戦略本部長</p> <p>平成19年3月 株式会社ココア代表取締役社長 (現任)</p> <p>平成24年7月 transcosmos philippines, inc. 取締役(現任)</p> <p>平成24年12月 トランスコスモスダイレクト株式 会社(現日本直販株式会社)代表取 締役(現任)</p> <p>平成27年4月 当社専務取締役事業開発本部長兼 デジタルマーケティングサービス 統括担当(現任)</p>	2,000株 (5,076株)
7	ながくら しんいち 永倉 辰一 (昭和39年1月7日)	<p>昭和61年3月 株式会社リクルート入社</p> <p>平成10年6月 当社入社</p> <p>平成16年6月 執行役員サービス開発本部長</p> <p>平成17年6月 常務執行役員グループ戦略担当</p> <p>平成17年9月 上席常務執行役員事業開発投資本 部長</p> <p>平成18年6月 専務取締役</p> <p>平成21年4月 transcosmos America, Inc. President, CEO(現任)</p> <p>平成23年11月 MERLIN INFORMATION SYSTEMS GROUP LIMITED Director(現任)</p> <p>平成25年5月 PFSweb, Inc. Director(現任)</p> <p>平成26年4月 当社専務取締役海外事業総括副責 任者兼海外事業総括シリコンバレ ー支店長兼transcosmos America, Inc. President, CEO(現任)</p>	1,000株 (2,888株)

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴・当社における地位・担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
8	む た ま さ あ き 牟田 正明 (昭和40年2月9日)	平成元年4月 株式会社リクルート入社 平成11年4月 ダブルクリック株式会社入社 平成11年6月 同社常務取締役 平成13年11月 株式会社アスクジープスジャパン 取締役副社長 平成15年6月 当社入社、取締役マーケティング チェーンマネジメントサービス事 業本部営業第一本部副本部長 平成24年6月 上席常務取締役営業統括責任者兼 営業統括グローバル営業統括部長 平成27年4月 専務取締役営業統括責任者兼サー ビス推進本部副本部長(現任)	108株 (1,067株)
9	こ う の ま さ と し 高野 雅年 (昭和40年8月22日)	昭和61年3月 当社入社 平成16年7月 執行役員サポートデスクサービ ス本部長 平成17年7月 常務執行役員サポートデスクサー ビス本部長 平成23年6月 常務執行役員サービス統括サー ビス推進本部長 平成25年6月 上席常務取締役ビジネスプロセス アウトソーシングサービス総括責 任者兼サービス推進本部副本部長 平成26年5月 上席常務取締役ビジネスプロセス アウトソーシングサービス統括責 任者兼サービス推進本部副本部長 (現任)	4,800株 (517株)
10	ほ ん だ ひ と し 本田 仁志 (昭和42年4月1日)	平成2年4月 株式会社東芝入社 平成17年4月 株式会社アーバンコーポレイション入社 平成17年10月 株式会社ファーストリテイリング入社 平成20年8月 当社入社、執行役員経営企画部長 平成23年4月 執行役員CFO兼経理財務本部担当 兼経営管理本部長 平成23年6月 常務執行役員CFO兼経理財務本部 担当兼経営管理本部長 平成24年7月 transcocosmos philippines, inc. 取締役(現任) 平成26年4月 transcocosmos America, Inc. Director(現任) 平成26年6月 当社上席常務取締役CFO兼経理財 務本部、管理本部、関係会社経営 管理本部、投資管理統括部、経営 管理本部担当(現任)	一株 (203株)

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴・当社における地位・担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
11	しらいし きよし 白石 清 (昭和31年9月26日)	昭和56年4月 富士通株式会社入社 昭和63年7月 株式会社リクルート入社 平成10年11月 当社入社、事業企画開発本部副本部長 平成10年11月 株式会社ジェイストリーム(現株式会社Jストリーム)代表取締役社長 平成18年6月 同社代表取締役会長兼社長 社長執行役員 平成25年10月 株式会社アップアローズ代表取締役社長(現任) 平成26年6月 当社上席常務取締役CTO兼サービス推進本部付(現任) 株式会社Jストリーム代表取締役会長(現任)	一株 (121株)
※ 12	ラルフ・ブンシュ (昭和61年3月6日)	平成23年2月 MetroDeal Inc. Managing Director(現任) 平成23年7月 MetroDeal Holdings Ltd. Director(現任) 平成27年3月 MetroDeal Co., Ltd. Director(現任)	一株 (一株)
13	なつ の たけし 夏野 剛 (昭和40年3月17日)	昭和63年4月 東京ガス株式会社入社 平成9年9月 エヌ・ティ・ティ移動通信網株式会社(現株式会社NTTドコモ)入社 平成17年6月 同社執行役員マルチメディアサービス部長 平成20年6月 当社社外取締役(現任) セガサミーホールディングス株式会社社外取締役(現任) ぴあ株式会社取締役(現任) エヌ・ティ・ティレゾナント株式会社非常勤取締役(現任) 平成20年12月 株式会社ドワンゴ取締役(現任) 平成21年6月 株式会社ディー・エル・イー社外取締役(現任) 平成21年9月 グリー株式会社社外取締役(現任) 平成22年12月 株式会社U-NEXT社外取締役(現任) 平成25年11月 慶應義塾大学大学院政策・メディア研究科特別招聘教授(現職) 平成26年10月 株式会社KADOKAWA・DWANGO取締役(現任)	一株 (67,638株)

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴・当社における地位・担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
14	よしだ のぞむ 吉田 望 (昭和31年12月1日)	昭和55年4月 株式会社電通入社 平成12年10月 株式会社ノゾムドットネット代表取締役(現任) 平成14年1月 株式会社コンセント社外取締役(現任) 平成16年6月 株式会社takibi代表取締役 平成20年5月 株式会社おだやかりビング代表取締役(現任) 平成22年6月 当社社外取締役(現任) 平成23年6月 株式会社朝日ネット社外監査役(現任)	一株 (3,383株)
15	うだ えいじ 宇陀 栄次 (昭和31年8月3日)	昭和56年4月 日本アイ・ビー・エム株式会社入社 平成11年1月 同社理事情報サービス産業事業部長 平成13年1月 ソフトバンク・コマース株式会社(現ソフトバンクBB株式会社)代表取締役社長 平成16年3月 salesforce.com, Inc. Senior Vice President 平成16年4月 株式会社セールスフォース・ドットコム代表取締役社長 平成24年4月 salesforce.com, Inc. Executive Vice President 平成26年4月 株式会社セールスフォース・ドットコム取締役相談役 平成26年6月 当社社外取締役(現任) 平成27年1月 株式会社セールスフォース・ドットコム特別顧問(現任)	一株 (一株)
※ 16	オーウェン・マホニー (昭和41年12月28日)	平成12年11月 Electronic Arts Inc. 主席副社長 平成21年9月 Outspark Inc. 代表取締役 平成22年8月 株式会社ネクソンCFO 平成22年9月 同社取締役 平成26年3月 同社代表取締役社長(現任)	一株 (一株)

- (注) 1. 取締役候補者が所有する当社株式数欄のカッコ内の数値は、役員持株会における持分であります。(1株未満切捨表示)
2. ※印は、新任の取締役候補者であります。
3. 取締役候補者森山雅勝は、チームラボビジネスディベロップメント株式会社の代表取締役および株式会社ココアの代表取締役社長を兼職しており、当社は両社との間に取引関係があります。
- 取締役候補者白石清は、株式会社Jストリームの代表取締役会長および株式会社アップアローズの代表取締役社長を兼職しており、当社は両社との間に取引関係があります。
- 取締役候補者オーウェン・マホニーは、株式会社ネクソンの代表取締役社長を兼職しており、当社は同社との間に取引関係があります。
- その他の取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
4. 夏野剛、吉田望、宇陀栄次およびオーウェン・マホニーは、社外取締役候補者であります。

5. 社外取締役候補者の選任理由および社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断した理由について
夏野剛、吉田望、宇陀栄次およびオーウェン・マホニーは、企業経営等の豊富な経験・実績・見識を有し、また業務執行を行う経営陣から独立した客観的立場にあり、当社の経営に資するところが大きいと判断し、社外取締役として選任をお願いするものであります。
6. 社外取締役との責任限定契約について
当社は、夏野剛、吉田望および宇陀栄次との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、100万円または会社法第425条第1項に定める額のいずれか高い額としており、夏野剛、吉田望および宇陀栄次の再任が承認された場合は、当該責任限定契約を継続する予定であります。また、オーウェン・マホニーの選任が承認された場合は、同氏との間で当該責任限定契約を締結する予定であります。
7. 社外取締役候補者が社外取締役に就任してからの年数について
 - ① 夏野剛の社外取締役の在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって、7年であります。
 - ② 吉田望の社外取締役の在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって、5年であります。
 - ③ 宇陀栄次の社外取締役の在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって、1年であります。
8. 当社は、夏野剛および宇陀栄次を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。両氏の再任が承認された場合は、当社は引き続き両氏を独立役員とする予定であります。また、オーウェン・マホニーの選任が承認された場合は、当社は同氏を独立役員とする予定であります。

第5号議案 補欠監査役1名選任の件

平成26年6月25日開催の第29回定時株主総会において補欠監査役に選任された鶴森美和の選任の効力は本総会の開始の時までとされており、法令に定める監査役員の員数を欠くことになる場合に備え、改めて補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

氏名 (生年月日)	略歴・当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
つるもり みわ 鶴森美和 (昭和52年2月10日)	平成18年10月 弁護士登録 フェアネス法律事務所入所	一株
	平成25年10月 内幸町法律事務所入所(現職)	

- (注) 1. 鶴森美和は、補欠社外監査役として選任をお願いするものであります。
2. 鶴森美和は、弁護士業務を旧姓(松谷)で行っております。
3. 鶴森美和と当社との間には、特別の利害関係はありません。
4. 補欠社外監査役候補者の選任理由および補欠社外監査役としての職務を適切に遂行できると判断した理由について
鶴森美和は、会社経営に直接関与した経験はありませんが、弁護士として豊富な経験・実績・見識を有し、また業務執行を行う経営陣から独立した客観的立場にあり、当社の経営に資するところが大きいと判断し、補欠社外監査役として選任をお願いするものであります。
5. 鶴森美和が社外監査役に就任した場合には、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、100万円または会社法第425条第1項に定める額のいずれか高い額としております。

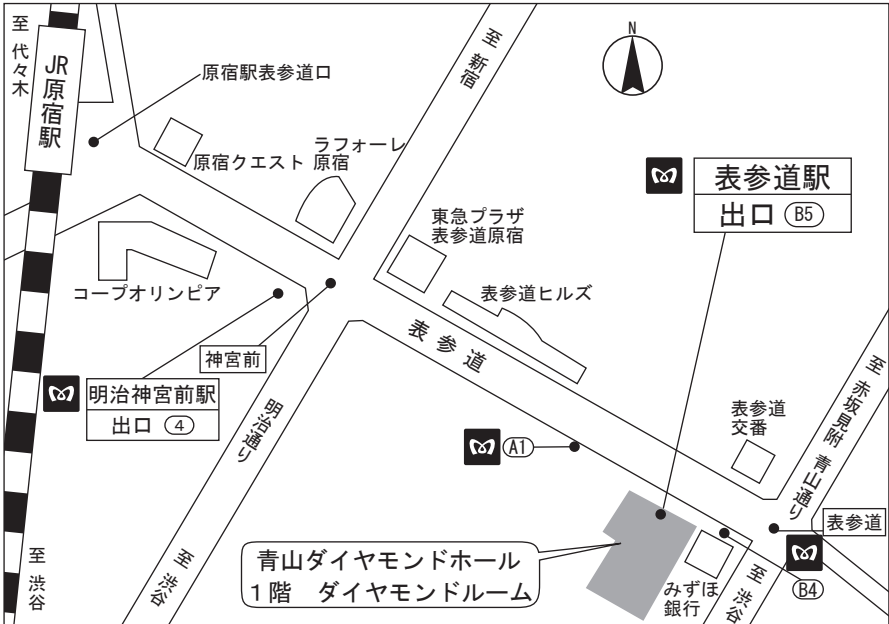
以上

メ モ

A series of 20 horizontal dashed lines for writing.

株主総会会場ご案内図

会場：東京都港区北青山三丁目6番8号
青山ダイヤモンドホール1階 ダイヤモンドルーム
電話 (03) 5467-2111



<交通のご案内>

- ※東京メトロ銀座線・半蔵門線・千代田線「表参道駅」B5出口直結
 - ※東京メトロ千代田線・副都心線「明治神宮前駅」4出口下車徒歩7分
 - ※JR山手線「原宿駅」表参道口下車徒歩15分
- (ご来場には公共の交通機関をご利用ください。)